

第3章 誰もが生き生きと暮らせるまちづくり

第1節 支え合いの社会づくり

1-1 地域福祉

《前期の取り組みと成果》

交通バリアフリー基本構想*に基づき、交通事業者とともに駅構内にエレベーターの設置や多目的トイレの整備を行うことで、移動の円滑化が図れました。

また、ユニバーサルデザイン*のまちづくりとして、庁舎内にエレベーターを設置し、庁舎やコミュニティセンター等駐車場内の看板に障がい者・妊婦・母子専用の案内表示を行いました。さらに、歩行者、自家用車、みずほバスの通行場所を示す区画線を引くことで、誰もが利用しやすいように整備しました。

また、瑞穂市社会福祉協議会*と連携し、ボランティアに関する研修や支援、ボランティアの登録を行い、子育てサロン等の子育て支援やふれあいサロン等地域での助け合い活動を進めることで、地域における福祉の推進を図りました。

また、福祉教育の一環として、保育所児童が、障害者自立支援施設*、グループホーム*、特別養護老人ホーム*、老人保健施設*などを訪問し、交流を深めました。

《現状と課題》

誰もが住み慣れた地域の中で安心して過ごせる社会づくりが求められています。

本市においても、瑞穂市社会福祉協議会をはじめ、民生委員*・児童委員*、自治会及び行政の連携を通じて、体系的な取り組みを進めるなど、地域福祉体制の充実に努めています。今後は、地域住民、事業所、行政等が協働して福祉コミュニティ*を形成するまちづくりが求められます。

《基本方針》

ユニバーサルデザインに配慮した、誰もが安全・快適に暮らせる環境づくりを進めるとともに、地域住民、事業所、行政が一体となった地域福祉体制の確立を目指します。

[施策の構成]

< 地域福祉 >

- …ユニバーサルデザインのまちづくり
- …総合的な福祉推進体制づくり
- …地域ぐるみの福祉の推進

《 施策の展開 》

①ユニバーサルデザインのまちづくり

交通バリアフリー基本構想に基づき、JR 穂積駅の利用に係る移動の円滑化に向けた歩道、施設の改修を図るほか、ゆとりある歩行空間の確保、段差の少ない歩道の整備を続けます。

また、市役所等の利用者の多い公共施設をはじめとして、誰もが快適に利用できる施設や設備の整備を進めます。

②総合的な福祉推進体制づくり

福祉需要を的確に捉え、総合的かつ効率的な福祉サービスを展開できるよう、瑞穂市社会福祉協議会等と連携して、今後も地域福祉のあり方を示す各種計画の策定と見直しを進めます。

また、在宅福祉サービス※をはじめとした、各種のきめ細やかな福祉活動を推進するため、瑞穂市社会福祉協議会、民生委員・児童委員及び自治会との連携体制を強化するとともに、福祉関連産業や民間福祉施設と連携した総合的な福祉の体制づくりに努めます。

③地域ぐるみの福祉の推進

地域福祉の推進にあたり、最も重要なことは地域社会全体での福祉の環境、体制づくりを行うことです。

そこで、地域全体で取り組む体制を整備するため、地域福祉計画を策定します。

また、将来のマンパワー※を確保・育成する観点で、学校や家庭での福祉教育を進め、児童や生徒のうちからお互いを助け合う意識、他人に配慮する意識を育みます。

用語解説

※交通バリアフリー基本構想…32ページを参照。

※ユニバーサルデザイン…24ページを参照。

※社会福祉協議会…社会福祉を目的とする事業の健全な発達や社会福祉に関する活動の活性化により、地域福祉の推進を図ることを目的とする団体で、都道府県や市町村単位で設立されている。

※障害者自立支援施設…障害者自立支援法に規定する施設で、常時介護を必要とする人に対し、自立した日常生活または社会生活を営むことができるよう、排せつ及び食事の介護、創作的活動または生産活動の機会の提供その他の便宜を適切かつ効果的に行うことを目的とした施設。

※グループホーム…専門スタッフ等の援助を受けながら少人数で共同生活を行うことで、認知症の高齢者が症状の進行を遅らせ、家庭介護の負担を軽くしたり、障がい者が自立した生活を営めるようにする施設。

※特別養護老人ホーム…65歳以上の身体または精神上に著しい障がいがあり、介護保険制度で要介護認定が出た人が利用可能な、全国の知事の許可・認可を受けた老人ホーム。老人福祉法上の老人福祉施設の中の一つ。

※老人保健施設…介護を必要とする高齢者に、リハビリを中心とした医療サービスと日常生活の介護サービスを提供することによって、家庭復帰と在宅支援を目的に作られた施設。

※民生委員…社会福祉の増進に努めることを任務とし、要保護者の保護指導、地域住民の生活状況の把握、福祉施設の業務への協力等を行う民間の奉仕者。昭和23年（1948年）制定の民生委員法に基づき設置。都道府県知事、指定都市及び中核市の市長の推薦により厚生労働大臣が委嘱する。任期は3年。方面委員の後身。

※児童委員…児童及び妊産婦の保護・保健等に関する援助・指導を行い、児童福祉司や社会福祉主事の職務に協力する者。児童福祉法に基づくもので、市町村に置かれ、民生委員がこの職を兼務する。

※コミュニティ…61ページを参照。

※在宅福祉サービス…住み慣れた地域社会や自宅での生活を維持するために、日常生活の援助を必要とする障がい者や高齢者等に対して提供される各種福祉サービスのこと。施設を利用したショートステイ、デイサービスのほか、ホームヘルパーの派遣等がある。

※マンパワー…労働力。仕事等に投入できる人的資源。

1-2 児童福祉

《前期の取り組みと成果》

別府保育所・牛牧第2保育所の増築・改修により、3歳未満児の受入の拡大や、5歳児保育を開始するなど、保育サービスの充実を図ってきました。さらに3歳未満児を保育する私立保育所や0歳から5歳児までの保育を実施する認定こども園の開所により、待機児童の解消を積極的に図ってきました。

また、地域子育て支援センター*については、別府保育所東館をはじめ私立保育所2箇所で開催し、保育所等に通っていない子どもや保護者の子育て支援施設として、子育て相談やセミナー等の事業を実施しています。

ファミリー・サポート・センター*事業は、NPO*法人に委託し、病児・病後児預かり事業や宿泊預かり事業を追加して、本巢市と共同で広域実施を開始しています。

病児・病後児保育*については、岐阜市・北方町と広域実施を開始し、本市の市民が病児・病後児施設を利用できるようになりました。

総合的な児童福祉の推進においては、「乳児家庭全戸訪問事業」を開始し、乳児を取り巻く家庭環境のより一層の把握に努め、必要に応じて支援を行っています。

放課後児童クラブ*は、これまでさまざまな形態で運営されていましたが、市内7小学校区すべてで公設公営となりました。また、放課後児童クラブ専用施設として、牛牧・南・中小校区で整備しました。

《現状と課題》

本市の年少人口（14歳以下の人口）割合は、平成22年10月現在で約16%であり、県平均に比べて高くなっています。また、本市は交通の便がよいこと、安価で良質な住宅が供給されていること等から、乳幼児数は微増傾向にあります。

また、市内の子育て環境としては、現在、市立保育所が9箇所、私立保育所が2箇所となり、保育所のサービス内容としては、通常の保育サービス以外に、延長保育、3歳未満児保育、障がい児保育等を実施しています。また、保育所等に通っていない子ども

もや保護者の子育て支援施設として、市立保育所2箇所、私立保育所2箇所に地域子育て支援センターを設置し、子育て相談や子育てセミナー等を実施しています。

しかしながら、核家族*化や女性の社会進出等、子育てを取り巻く環境は大きく変化しており、子育てに対する悩みや要望は複雑・多様化してきています。また、近年、児童虐待や育児放棄の問題が、全国各地で取り沙汰されている状況にあります。

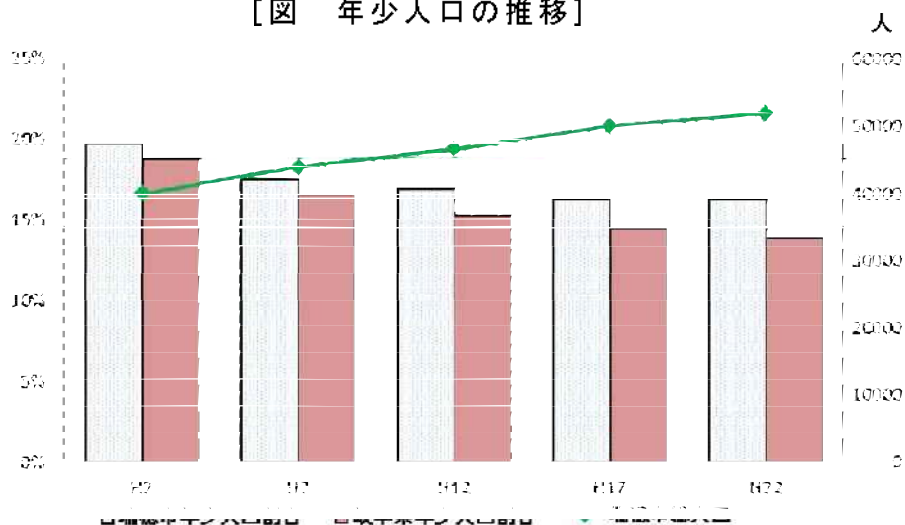
こうしたなか、保育サービスとして、施設や体制の一層の充実を図る必要があり、就学前の一貫した保育・教育のほか、幼保一元化等の時代に対応した総合的な施策についても視野に入れて取り組むことが必要です。また、子育て不安を解消し、安心して子育てできるよう、地域ぐるみで助け合う仕組みの充実が求められます。

[表 保育所入所児童数]

単位：人 各年度4月1日現在

区分	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度
0歳児	3	7	14	6	11
1歳児	54	75	70	86	85
2歳児	90	105	111	109	131
3歳児	403	359	397	399	353
4歳児	409	427	365	405	381
5歳児	200	257	260	224	326
合計(人)	1,159	1,230	1,217	1,229	1,287

[図 年少人口の推移]



(出典：国勢調査)

《基本方針》

多様化する保育需要に対応できる施設・体制づくりを進めるとともに、瑞穂市次世代育成支援行動計画に基づいた、地域ぐるみの子育て施策の展開や、医療、保健等の様々な分野と連携した総合的な福祉施策の展開を図ります。

[施策の構成]

＜児童福祉＞

- ・・・保育サービスの充実
- ・・・地域ぐるみの子育て支援
- ・・・総合的な児童福祉の推進

《施策の展開》

①保育サービスの充実

女性の社会進出や各家庭の実状にあった多様な保育需要に対応できるよう、3歳未満児保育、延長保育等の保育体制の充実や施設の改築、拡充に努めます。

また、国は「子どもは社会の希望であり、未来をつくる力である。」を基本理念とした子ども・子育て新システムに関する中間とりまとめを公表しています。これによると、平成25年度を目途に、可能なものから段階的に実施するとありますので、これらの動向を注視しつつ、具体的な検討を進めていきます。

②地域ぐるみの子育て支援

別府保育所、南保育・教育センター及び私立保育園における地域子育て支援センターを活用し、子育ての相談・助言や保護者とのふれあいの機会の充実に努めます。

また、このような取り組みのなかで、子育てに関する市民の自主的な交流・学習活動の活性化を促し、地域のなかで子育てを助けあう事業の展開を目指します。

③総合的な児童福祉の推進

家庭、学校、地域社会等の連携を強化し、いじめや虐待の予

防と早期発見、早期援助を図り、児童を取り巻く諸問題への対応に努めます。

また、安心して子どもを産み育てられるよう、乳幼児健康診査等により母子の健康支援を行うとともに、子育てと仕事の両立を支援する側面から、放課後児童クラブの充実を図るなど、様々な分野、関係機関との連携による児童福祉施策の充実を図ります。

《関連する部門別計画》

瑞穂市次世代育成支援行動計画（後期計画） 平成 22 年度～26 年度

用語解説

※地域子育て支援センター…地域に密着した児童福祉施設として、主に乳幼児（0歳～就学前）を持つ親とその子どもが気軽に利用し、交流や育児相談ができる場

※ファミリー・サポート・センター…保育所等の子どもの送迎や始業前・終業後の子どもの預かり、冠婚葬祭や病気等での子どもの預かり、病児・病後児の預かりや医療機関への受診といった育児に関する支援を行う事業。

※NPO……………65ページを参照。

※病児・病後児保育…子どもが病気の回復期または、病気の回復期に至らない状態で集団保育を受けることができない期間、一時的に子どもを預かることにより、保護者の子育てと就労の両立を支援する制度。

※放課後児童クラブ…保護者が就労しているなどの理由で、放課後に子どもだけで過ごす状況にある、おおむね小学校1年生から3年生までの児童を預かり、その健全な育成を図る制度。

※核家族……………ひと組の夫婦とその未婚の子どもからなる家族。

1-3 高齢者福祉

《前期の取り組みと成果》

もとす広域連合介護保険事業計画に基づき、グループホーム※、小規模多機能型居宅介護施設※、特別養護老人ホーム※の建設に支援することで、在宅で生活が困難な高齢者のニーズに対応してきました。

また、地域での支え合い体制を構築する一環として、新聞配達や郵便配達業者の協力を得て、見守り協力の協定を結ぶことで、住み慣れたまちでさらに安心して暮らせるようになりました。

また、補聴支援システムを購入し、市内の施設において貸出しを行うことで、今まで耳が聞こえにくい理由で、社会活動への参加に消極的だった高齢者等の生きがいがづくりに役立てました。

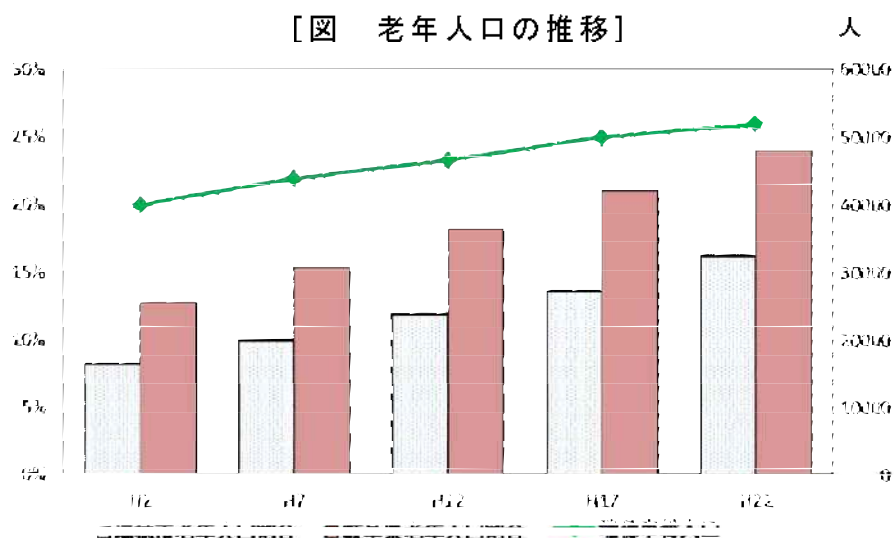
《現状と課題》

本市の老年人口（65歳以上の人口）割合は、経年的に増加傾向にあり、今後、高齢者の増加と同時に担い手となる年少人口の減少により、さらなる高齢化が、本市の福祉行政のなかでも大きな課題となっています。また、家族形態の多様化等を背景として家庭での介護力の低下が見られ、今後も介護需要は高まっていくことが予想されます。こうしたなか、本市では、もとす広域連合が保険者となって、平成12年度より介護保険事業を進めており、居宅介護、施設介護、介護予防等介護保険サービスを展開しているほか、地域包括支援センターを中心とした相談体制の充実にも努めています。

しかしながら、介護保険事業に頼り切ることは、市町村の財政への負担、ひいては介護保険料の引き上げにつながりかねません。そこで、老年人口の大部分を占める元気な高齢者が、自宅で、できる限り健康を維持して積極的に社会へ参加し、社会を支えていくことは非常に重要なことです。本市では、昭和38年に老人クラブが結成され、健康づくり等の様々な活動が行われていますが、高齢者一人ひとりが、健康寿命（認知症や寝たきりにならないで生活できる期間）を延ばし、生きがいとなる

活動をみつけられるよう、市として様々な支援を行っていく必要があります。

また、瑞穂市社会福祉協議会※、自治会、民生委員※等と連携しながら、事業所との見守り協定に基づき地域で支え合う体制の構築、ボランティア活動の活性化等につき、どのように進めるかが大きな課題となっています。



(出典：国勢調査)

[表 高齢者の状況]

区 分		平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度
被保険者数(65歳以上)(人)		7,379	7,745	8,132	8,436
要介護・要支援認定数(人)		905	978	1,036	1,106
老人クラブ	クラブ数	47	47	47	47
	会員数(人)	4,292	4,306	4,278	4,305

《基本方針》

高齢者が住み慣れた地域において、健康で生きがいをもって暮らし続けることができるよう、健康な体づくりの意識の高揚を促すとともに、瑞穂市社会福祉協議会や民間事業者等との連携による地域密着型の介護予防・自立生活支援対策を進めます。

[施策の構成]

< 高齢者福祉 >

- ・・・高齢者の社会参加の促進
- ・・・健康で元気な高齢者づくり
- ・・・介護・自立生活支援対策の充実
- ・・・高齢者福祉体制の充実

《 施策の展開 》

① 高齢者の社会参加の促進

老人クラブ等の各種活動を支援するとともに、高齢者の豊かな経験や能力を活かし、若い世代に知識を伝える世代間交流や、生涯学習における指導者としての活用を進める等、高齢者が自分の意志で積極的に社会参加できる機会を創出し、社会参加活動を通じた生きがいづくりの拡充に努めます。

また、健康で働く意欲のある高齢者に対しては、雇用情報の提供を図るとともに、シルバー人材センター*等の活用による就業の機会づくりに努めます。

② 健康で元気な高齢者づくり

瑞穂大学等の生涯学習の場において健康教育の充実を図り、正しい生活習慣や体力づくり、健康診査の受診の重要性等を啓発します。

また、健康づくりの意識の高揚とあわせ、保健センター等による健康診査、健康相談といった保健活動や、手段的日常生活活動（IADL）*機能訓練の実施等、きめ細やかな対応を進め、介護予防に努めます。

さらに、健康な体づくりを支援する側面から、移動の円滑化に配慮した道路や公園等の施設整備を進めます。

③ 介護・自立生活支援対策の充実

もとす広域連合による介護保険事業については、介護保険事業計画に基づき、市においても地域包括支援センターと連携し相談体制の充実等に努めます。

また、在宅の高齢者に対しては、できる限り寝たきり等の要介護状態に陥ったり、さらに悪化することがないように、介護予防拠点施設を活用し、現在行っている保健事業・介護予防事業・自立支援事業の充実に努めます。

さらに、在宅での生活が困難な高齢者のニーズに対応するため、福祉サービスの適正な利用が促進されるよう努めます。

④高齢者福祉体制の充実

高齢化の一層の進展に対応するため、福祉施策の共同機関である瑞穂市社会福祉協議会の体制強化を図るほか、もとす広域連合が設置する地域包括支援センターについては、高齢者の総合相談窓口として、包括支援事業等を一体的に実施する役割を担う中核的機関として支援し、また協力して地域に密着した介護予防及び福祉施策を展開します。

また、瑞穂市社会福祉協議会との共同により各種ボランティア組織の活性化を支援するとともに、自治会や民生委員と連携し地域社会全体で高齢者を見守っていくネットワークの構築に努めます。

《関連する部門別計画》

もとす広域連合第5期介護保険事業計画 平成24年～26年度

用語解説

※グループホーム…68ページを参照。

※小規模多機能型居宅介護施設…要介護認定を受けた高齢者が今までの人間関係や生活環境をできるだけ維持できるよう、「通い」を中心に要介護者の様態や希望に応じて、「訪問」や「泊まり」を柔軟に組み合わせ、中重度となっても在宅での生活が随時に1ヵ所できる「複合的な」介護施設のこと。

※特別養護老人ホーム…68ページを参照。

※社会福祉協議会…68ページを参照。

※民生委員…68ページを参照。

※シルバー人材センター…労働意欲をもつ高齢者に対して、地域社会の臨時的、短期的な仕事についての情報を提供する組織。昭和61年（1986年）の高年齢者雇用安定法によって法制化された。

※手段的日常生活活動（IADL）…日常生活における動作の手段。具体的には、「食事を食べることができる」や「トイレに行って排泄ができる」、「衣服に着替えることができる」等、「～することができる」の能力のこと。

※児童委員…68ページを参照。

1-4 障がい者福祉

《前期の取り組みと成果》

「福祉作業所すみれの家」の施設を新設するとともに、「福祉作業所豊住園」の施設改修を行いました。瑞穂市社会福祉協議会※が主体となり、ともに定員 25 名の障害者自立支援法に基づく多機能型（生活介護・就労継続支援 B 型）事業所※に移行しました。さらに、瑞穂市障害者生活訓練場「ふれあいホームみずほ」を新設し、主に知的障がい者に対し日常生活訓練を行えるよう施策の充実を図りました。

また、庁舎内の各フロアのトイレを和式から洋式へ順次、改修し、既に設置されていた身体障がい者用トイレも、改修工事でオストメイト※対応とすることで、衛生機能を充実させました。

《現状と課題》

本市における身体障害者手帳交付者数は、平成 23 年 3 月 31 日現在で 1,546 人、療育手帳交付者数は 304 人、精神保健福祉手帳交付者数については、157 人となっています。こうしたなか、本市においては、障がい者福祉サービスとして、ホームヘルプサービス※やデイサービス※等の在宅サービスが展開されていますが、今後は、より利用しやすい事業所の展開が求められます。

なお、障がい者福祉サービスについては、平成 18 年 4 月に、障害者自立支援法が制定されたことにより、身体障がい者、知的障がい者及び精神障がい者の方に対し、一元的なサービスが提供されるようになりましたが、平成 25 年には、障害者自立支援法に代わり（仮）障害者総合福祉法を制定する動きがあり、それに合わせて、障がい者一人ひとりに対してより適切なサービスが提供できる体制づくりに努めることが必要です。

また市民に対して障がい者の理解を深めるとともに、生活空間及び心におけるバリアフリー※化や就業の場づくり等、社会参加のための条件整備を進める必要があります。

《基本方針》

障がい者の自立生活や社会参加を促進するため、障がい者の声を集約し、障がい者に対する理解と交流を深めるとともに、就業支援をはじめとした環境・体制整備に努めます。また、障がい者福祉を取り巻く環境変化等を考慮しながら、できるだけ住み慣れた地域で生活ができるよう総合的な福祉サービスの提供に努めます。

[施策の構成]

＜障がい者福祉＞

- ・・・障がい者の社会参加と生活支援
- ・・・障がい者に対する理解と交流
- ・・・障がい者福祉サービスの充実

《施策の展開》

①障がい者の社会参加と生活支援

障がい者の社会参加を促進するため、地域生活支援事業※を活用し、また障がい児の可能性を引き出すもとす幼児療育センター施設を利用し、さらなる療育の充実を図ります。

また、障がい者が安心して快適な生活を送れるよう、公共施設におけるバリアフリー化、障がい者用トイレ等の設置及び幹線道路の歩道拡張を進めます。

②障がい者に対する理解と交流

障がい者への正しい理解を深めるため、幼少時からの福祉教育を推進するとともに、あらゆる機会を通じて啓発活動に努め、社会全体の心のバリアフリー化を図ります。

また、障がい者が地域の各種行事や活動に参加し、地域の一員として積極的に交流できるよう、施設の整備等を進め、これを支えるボランティアの育成・確保に努めます。

③障がい者福祉サービスの充実

医療・保健の各機関との連携を強化し、障がいの予防・早期

発見・早期療育からリハビリテーションまでの一貫した保健・医療サービスの提供に努めます。

また、障がい者に対する福祉サービスについては、(仮)障害者総合福祉法等の新たな制度の制定の動きを勘案しながら、民間事業者との連携を強化し、身体・知的・精神障がい者及び介護を行う家族それぞれのニーズに対応したサービス・相談体制の充実に努めます。

《関連する部門別計画》

瑞穂市障害者計画 平成 21 年度～30 年度

第 2 期瑞穂市障害福祉計画 平成 21 年度～23 年度

用語解説

※社会福祉協議会…68ページを参照。

※多機能型事業所…障害者自立支援法における指定生活介護、指定児童デイサービス、指定自立訓練(機能訓練)、指定自立訓練(生活訓練)、指定就労移行支援、指定就労継続支援 A 型及び指定就労継続支援 B 型のうち、2つ以上事業を一体的に行う事業所のこと。

※オストメイト…病気などが原因で、腹部などに人工肛門、人口膀胱を持つ人

※ホームヘルプサービス…障がい者等の生活を支えるため、訪問介護員(ホームヘルパー)家庭を訪問して、身体介護、食事や掃除選択等の生活援助、さらに相談等を行ってくれるサービス。

※デイサービス…介護の一形態。日帰りで対象者を通所させて行われるもの。高齢者介護だけでなく、障がい者の施設において行っている「通所指導」等、心だん社会内で生活するが、さまざまな事情により支援を必要とする人に対する生活支援もこれに該当する。

※バリアフリー…17ページを参照。

※地域生活支援事業…障がい者が地域での自立した生活を営むことが出来るよう、市町村が行う様々な事業の総称。

第1節 支え合いの社会づくり 施策一覧

主要事業	事業内容	<主導課> 関連課
子育て支援事業	地域子育て支援センター※活動の充実 放課後児童クラブ※の充実 子育てハンドブックの充実 ファミリー・サポート・センター※事業の充実 ホリパパサロン（子育てサロン） 病児・病後児保育※	<幼児支援課> 学校教育課 健康推進課
幼保小連携推進事業	保育所・幼稚園から小学校への滑らかな接続をめざした連携の強化	<学校教育課> <幼児支援課>
保育施設等改築事業	保育所等施設整備 本田第1・穂積・牛牧第1保育所の保育ニーズを考慮した改修事業 施設維持管理計画策定業務に伴う長期的使用を考慮した改修事業 園庭芝生化事業 放課後児童クラブ施設の維持管理 整備事業 私立保育所への支援	<教育総務課> <幼児支援課>
ユニバーサルデザインのまちづくり推進事業	道路・公園等のユニバーサルデザイン※化推進	<都市開発課> 都市管理課 福祉生活課
地域コミュニティ※ネットワーク事業	ボランティアや見守りネットワークづくり等	<福祉生活課>
総合的な高齢者対策事業	介護保険運営事業 介護予防事業 自立生活支援事業 生きがいづくり事業	<福祉生活課> <生涯学習課>
高齢者福祉施設整備事業	施設の整備支援	<福祉生活課>
障がい者福祉事業	障害者自立支援法（（仮）障害者総合福祉法）による地域生活支援事業※	<福祉生活課>

用語解説

※地域子育て支援センター…72ページを参照。
 ※放課後児童クラブ…72ページを参照。
 ※ファミリー・サポート・センター…72ページを参照。
 ※病児・病後児保育…72ページを参照。
 ※ユニバーサルデザイン…24ページを参照。
 ※コミュニティ…61ページを参照。
 ※地域生活支援事業…79ページを参照。

第2節 健やかに暮らせるまちづくり

2-1 保健・予防対策

《前期の取り組みと成果》

保健予防体制の充実として、管理栄養士の確保を行い、健康推進課を保健師等専門職の活動拠点とし、正・補助職員を含めたスタッフ研修を行う等資質向上に努めました。また組織改編により、福祉部として福祉関係者との連携強化を図りました。さらに妊娠期の保健対策の中で、父親の育児参加の推進と将来の子育てを見据えた支援について、生涯学習課と共同で事業を進めました。

保健・予防事業については、それぞれのライフサイクル※に応じた健康診査及び相談・指導等を行ってきました。中でも国・県の動向に順じ、特定不妊治療※費の助成、妊婦健康診査の補助拡充、新生児聴覚検査費の助成、がん検診推進事業（子宮がん、乳がん、大腸がん無料検診）、特定健康診査※に基づく特定保健指導※、ワクチン接種緊急促進事業を段階的に進め、受診機会の確保や事後管理体制の充実を図ってきました。また乳幼児の保健事業を通して、若い親世代への健康づくりの動機づけを進めました。

《現状と課題》

かけがえのない財産である市民の健康を守るため、本市では、2箇所の保健センターを拠点として、健康教育、健康相談等の保健指導を行っているほか、疾病の早期発見・治療に役立ててもらうために各種健（検）診活動を実施しています。また、これまでも、広報紙・ホームページ等で、健康についての意識づくりや知識の普及に向けた機会の充実に努めてきました。

しかしながら、近年は、ストレス等の新たな健康阻害要因が増加しており、平成20年の本市における主要死因は、第1位悪性新生物、第2位心疾患、第3位脳血管疾患で、三大生活習慣病による死亡率は61.8%を占めています。加えて、高齢化が進んでいることもあり、疾病や介護のための社会的負担の増大が懸念されています。こうしたなか、重要になってくるのが、

国の「健康日本 21^{*}」の理念にもあるように、健康寿命の延伸であり、そのためにも、医療・福祉・教育分野との連携を強化しながら、あらゆる世代のライフサイクルに対応した保健サービスの充実を図ることが必要です。また、「自分の健康は自分で守る」という意識をさらに高め、健康増進や疾病予防に資する市民主体の取り組みを積極的に奨励し、支援することが求められます。

《基本方針》

市民が生涯を通じて健やかな生活を送ることができるよう、健康に対する正しい知識の普及に努めるとともに、積極的に健康づくりに取り組める環境づくりや、保健予防サービスの充実に努めます。

[施策の構成]

＜保健・予防対策＞

- …保健・予防体制の充実
- …各種健（検）診の充実
- …一人ひとりの健康づくりへの支援

《施策の展開》

①保健・予防体制の充実

保健センターを拠点とし、健康増進計画に基づいた予防活動の中心となる保健師や、地域に根ざした健康づくりを担う人材の確保及び資質向上に引き続き努めます。

また、健康に不安を抱える人等に対して総合的な情報やサービスを提供できるよう、医療、福祉の関係機関とのさらなる連携強化を図るほか、生涯学習事業と連携した健康づくりの指導・支援体制の充実に努めます。

②各種健（検）診の充実

医療・福祉・教育分野との連携を強化し、今後も生涯を通し

たそれぞれのライフサイクルに応じて健康診査及び相談・指導等の体制の充実を図ります。

なお、健（検）診については、市民にとって魅力あるものとなるよう、絶えず健（検）診の種類や内容の充実・見直しを行うとともに、事後管理体制の強化等に努めます。また、様々な機会での受診奨励や受診しやすい環境づくりを行うことにより、受診率の向上を促します。

③一人ひとりの健康づくりへの支援

多くの生活習慣病に起因する喫煙・食生活・運動等について、様々な媒体を通じた正しい知識の普及に努め、「自分の健康は自分で守る」という自覚を促します。

また、市民の自発的な健康づくりを促すため、健康づくり支援施策の整備や、食生活改善のための栄養相談の充実等に努めます。さらに、ストレス等の心理的要因から引き起こされる疾病の防止を図るため、精神保健相談や心療内科への早期受診を勧奨する等、心の健康づくりの支援に努めます。

《関連する部門別計画》

瑞穂市健康増進計画 健康みずほ 21 平成 18 年～22 年

瑞穂市食育推進計画 平成 22 年度～26 年度

用語解説

※ライフサイクル…生活環。人間の一生をいくつかの過程に分けたもの。

※特定不妊治療…不妊治療のうち、体外受精及び顕微授精を指す。

※特定健康診査…糖尿病や脂質代謝異常症、高血圧症などの生活習慣病の発症や重症化を予防することを目的として、メタボリックシンドローム（内臓脂肪症候群）に注目した健診。「メタボ健診」という名称で呼ばれることが多い。

※特定保健指導…特定健康診査の結果から、生活習慣病の発症リスクが高く、生活習慣の改善による生活習慣病の予防効果が多く期待できる人に対して、生活習慣を見直し、改善するための指導のこと。リスクの程度に応じて、動機付け支援と積極的支援がある。

※健康日本 21…平成 12 年に当時の厚生省により始められた第三次国民健康づくり運動のこと。「栄養・食生活」「たばこ」「糖尿病」「がん」などの 9 分野で、平成 22 年を目処に具体的な数値目標を定めている。

2-2 地域医療の充実

《前期の取り組みと成果》

救急医療や休日・夜間医療の体制としては、岐阜市との締結により、岐阜市が委託している「第二次救急医療施設※」の利用や岐阜市休日急病診療所及び小児夜間急病センターの準夜帯の小児の受診を可能とし、救急医療や小児一次医療体制の充実を図りました。

医療体制の周知については、広報紙、ホームページ、妊娠・出生届時の面接において行い、また緊急時の応急手当についても「子育てハンドブック」等で情報提供に努めました。

《現状と課題》

市内の医療施設としては、一般診療所が平成 23 年 10 月現在 30 箇所（うち、有床 4 箇所）ありますが、一般病院は 1 箇所のみであり、病床数の面等で、市外の医療機関へ依存せざるを得ない状況にあります。しかし一方で、少子・高齢化の進展、生活習慣病の増加等に伴い、今後ますます医療に対する需要の幅が広がることが予測されます。こうしたなかで重要なのは、日常的な健康管理による疾病予防や早期発見・早期治療であり、市民が身近なところでの確かな医療を受けられるよう、医療施設の充実はもちろん、市民に関わりの深い既存の医療機関をより効果的に活用しながら、地域医療体制の充実を進める必要があります。

なお、地域に密着した健康支援を行ううえでは、患者と医師の相互信頼関係の構築が不可欠であり、医師が治療方針等を患者に十分に説明し、患者も自分の病態を理解して治療を進めるインフォームド・コンセント※の普及が求められます。また、骨髄ドナー等の拡大が求められている状況等からも、市民の医療に対する知識・理解の向上が重要です。

一方、市内の救急医療や休日・夜間医療の体制は、まだまだ充足されているとはいえません。特に、近年、脳血管疾患等の救急患者の増加や交通事故に対応した救急医療へのニーズは高まっており、より迅速かつ的確に対応できる体制づくりに努める必要があります。また、東海地震等の大地震の発生が懸念

されるなか、大規模災害発生時における応急医療体制の構築も求められています。

《基本方針》

市民がいつでも、どこでも安心して医療を受けられるよう、関係機関との連携を強化し、市民の立場に立った医療情報の提供に努めるとともに、身近な地域医療と専門的・広域的な医療が連携した医療体制づくりを進めます。

[施策の構成]

<地域医療の充実>

- ・・・医療体制の充実
- ・・・救急医療、休日・夜間医療の充実
- ・・・医療に関する意識の高揚

《施策の展開》

①医療体制の充実

初期診断・治療の段階における基本的な診療の重要性を周知し、かかりつけ医・かかりつけ歯科医等の普及を進めるとともに、入院医療や高度先進医療を含めた体系的なサービスを提供できるよう、近隣市町を含め、広域的な病院の連携体制の充実に働きかけます。

②救急医療、休日・夜間医療の充実

救急医療、休日・夜間医療についての情報提供を行うとともに、引き続き市民が利用しやすい救急医療体制づくりに努めます。

また、地震等の大規模災害時において、死傷者を最小限に抑えることができるよう、医療と消防、防災の関係機関の連携強化を図るとともに、普段から災害時の医療体制を確保できるよう各医療機関の応援体制の充実に努めます。

③医療に関する意識の高揚

市民が安心して医療を受けられるよう、インフォームド・コンセントの重要性や医療に関する知識の普及・啓発を進めるとともに、関係機関との連携を図り、緊急時における応急手当て等の知識や技術提供の支援に努めます。

また、献血や臓器移植・骨髄移植等についての情報を提供し、市民の理解を深めます。

用語解説

※二次救急医療施設…手術や入院を要する救急医療を担う医療機関であって、三次救急医療機関以外のものであり、都道府県が作成する医療計画に基づいて整備を進める施設。

※インフォームド・コンセント…手術等に際して、医師が病状や治療方針を分かりやすく説明し、患者の同意を得ること。

2-3 社会保障の充実

《前期の取り組みと成果》

生活保護制度^{*}については、生活保護法に基づき、生活に困窮する市民に対して、その困窮の程度に応じ必要な保護を行い、最低限度の健康で文化的な生活水準の維持とその自立を助長するための援助をしてきました。

国民健康保険制度の運営状況については、広報紙での報告のほかに「瑞穂市国民健康保険事業の概要」を作成し、3月と9月に内容を随時更新（改訂）しながら、医療費の適正化に対する意識高揚に努めました。

また、国民健康保険税の負担の公平・適正化と低・中所得者の負担軽減を図るための税率改正を実施しました。

収納率向上については、市税等プロジェクトチームを組織し、収納体制の充実、成果をあげています。

国民年金制度の周知については、広報紙に一月おきに掲載して周知しています。

乳幼児医療については、義務教育開始までの対象だったものを義務教育終了まで入院・入院外ともに拡充しました。

また、後期高齢者医療制度開始時から現在まで、年齢到達者が混乱することなく制度に加入することができました。

《現状と課題》

生活保護制度は、市民生活の安定に大きな役割を果たしてきましたが、昨今の厳しい経済状況により、本市の被保護世帯は、増加傾向にあります。また、被保護者の高齢化や保護期間の長期化も顕著なため、困窮度に応じた適正な支援が必要となります。今後はさらに個々のケースに応じた適切な指導や就労機会の確保等、一日も早い自立等に向けた総合的な支援が求められます。

また、国民健康保険、国民年金及び福祉医療は、人々の健康の維持増進や安定した生活に欠かせない制度といえます。

しかしながら高齢化に伴う医療費の増大、経済・雇用状況の悪化や年金受給者の増加、保険料・保険税の未納者の増加等を要因として、制度の健全な維持が厳しい見通しとなっており、

国においては、社会保障が将来に向けても長期的に安定できるよう、税と一体改革が進められています。

こうしたなかで、今後は、後期高齢者医療の制度改革、国民健康保険の広域化、年金支給開始年齢の改正等に柔軟に対応していくことが求められるほか、市民参加による健康なまちづくりを促し、市民の理解を深める必要があります。

[表 国民健康保険の状況]

区 分	平成 18 年度	平成 19 年度	平成 20 年度	平成 21 年度	平成 22 年度
世帯数	7,689	7,773	6,746	6,806	6,908
被保険者数(人)	15,288	15,179	12,727	12,743	12,846
一人あたり費用額(円)	327,700	339,473	253,710	261,114	264,925

[表 国民年金の状況]

区 分		平成 18 年度	平成 19 年度	平成 20 年度	平成 21 年度	平成 22 年度
被保険者 (人)	第 1 号	7,533	7,116	7,124	7,212	7,078
	第 1 号任意	51	77	74	79	86
	第 3 号	5,384	5,372	5,422	5,288	5,323
	合 計	12,968	12,565	12,620	12,579	12,487

《基本方針》

社会保障については、制度に対する市民の理解を深め、納付意識の高揚等を図りながら健全運営に努めます。また、低所得者に対しては、経済的な支援とあわせ、自立に向けた生活指導や就労支援を進めます。

[施策の構成]

<社会保障の充実>

- ・・・生活支援の充実
- ・・・国民健康保険制度の健全運営
- ・・・国民年金制度の周知
- ・・・福祉医療制度の啓発

《施策の展開》

①生活支援の充実

生活保護世帯に対しては、引き続きその生活実態にあわせて各種の給付を行います。

また、生活の安定と自立を促すため、民生委員[※]・児童委員[※]等と連携して適切な生活相談、指導を行い心身の向上を図るとともに、ハローワーク、病院等の関係機関と連携を図り、就職情報の提供や就職相談の充実に努めます。

②国民健康保険制度の健全運営

被保険者の相互扶助により成り立っている制度への市民の理解を深め、加入意識や納付意識を高めるとともに、納付・徴収体制のさらなる充実に努め、収納率向上に努めます。

また、医療費の適正化に対する意識の高揚に努め、保険税の負担水準を検討します。そのために疾病予防を目的とする市民が主体の健康づくりや健（検）診等の保健活動への参加を促すよう努めます。

③国民年金制度の周知

20歳からの新規加入者をはじめ、退職者、転入者等についても年金加入状況を的確に把握するとともに、加入漏れのないよう努めます。

また、年金制度の定着を図るため、引き続き新たな制度や免除制度等を周知する広報活動の実施や、相談窓口の充実に努めます。

④福祉医療制度の啓発

福祉医療制度の充実は、義務教育終了までの児童・生徒に対する助成を開始したことにより制度は充実し、今後は受給者の増減、社会情勢や財政状況を勘案し、適正な受診等の啓発を行いながら、制度を維持することに努めます。

用語解説

※生活保護制度…貯金や不動産等、自分の持っている資産はもちろん、ほかの社会保障による給付、家族からの援助等、あらゆる方法を活用しても、どうしても最低限度の生活ができないほどに貧しい、

というときに初めて給付される制度。

※民生委員……………68ページを参照。

※児童委員……………68ページを参照。

第2節 健やかに暮らせるまちづくり 施策一覧

主要事業	事業内容	<主導課> 関連課
健康増進事業	健康教育・意識啓発の推進	<健康推進課> 生涯学習課
保健予防事業	成人・高齢者保健事業 母子保健事業 予防接種事業 歯科保健事業	<健康推進課>
地域医療体制整備事業	地域医療ネットワークの構築 医療情報提供	<健康推進課> 総務課
社会保障充実事業	国民健康保険制度の健全運営 国民年金制度の周知 福祉医療制度の啓発	<医療保険課>

第4章 希望を育むまちづくり

第1節 未来を担う人づくり

1-1 幼児教育の充実

《前期の取り組みと成果》

保育所、放課後児童クラブ*事業、子育て支援事業の事務を福祉部から教育委員会に所管替えし、就学前の子育てから義務教育終了までの幼児・児童・生徒の発達や学びの一貫した指導に取り組み、すべての小学校区で幼保小連携協議会を立ち上げ、保育所・幼稚園から小学校への滑らかな接続を図りました。

また、公立幼稚園においては、3歳児・4歳児の受け入れを始め、3年保育を通して幼児の健やかな成長を願う保育・教育が行われています。

《現状と課題》

本市における就学前の幼児教育は、公立、私立それぞれ1園ある幼稚園が担っています。このうち、公立幼稚園では、預かり保育や発達の遅れがみられる幼児の保育も実施しています。教育内容に関しても、学校教育への滑らかな接続を図りながら、幼児が豊かな心と体を育むことができるよう、学習内容を充実させ、教育体制の強化を進めています。

また、多様化する社会情勢のなかで幼児教育の充実は幼児の健やかな成長にとって必要な施策であります。同時に幼児の安定した生活のために家庭や地域社会での子育て支援の充実を図ることが大切になります。本市では、地域子育て支援センター*や子育て講座による支援等、家庭の教育力向上に努めています。今後も、これらの内容を充実し、各家庭での活用を促していくことが必要ですが、地域社会においても、子育てを行うことができるよう、助け合いの仕組みづくりを進める必要があります。

《基本方針》

幼児の心身の健全な発達を促し、多様化している保護者のニーズにも応えられるよう、幼稚園・保育所運営において特色あ

る教育を推進するとともに、家庭、地域それぞれの教育力の向上と連携を促進します。

[施策の構成]

< 幼児教育の充実 >

- ・・・幼児教育体制の充実
- ・・・家庭や地域の教育力の向上
- ・・・特色ある教育の推進

《 施策の展開 》

① 幼児教育体制の充実

子どもの成長過程における幼稚園・保育所での集団生活、生活体験の重要性を考慮し、幼児期に身につけるべき力を明らかにして保育課程の工夫・改善に努めます。さらに、幼稚園・保育所の保育・教育の内容について整備するとともに、幼児教育から小学校教育への滑らかな接続をめざした幼保小の連携を強化し連携協議会における情報の共有や合同研修等の実施に努めます。

② 家庭や地域の教育力の向上

幼児期における教育の重要性を啓発し、家庭の教育力を向上させるため、広報紙やホームページ、子育てハンドブック等を通じて子育て情報の発信を行うとともに、家庭教育学級等の助言・相談体制の充実に努めます。

また、幼稚園・保育所と地域の接点をより多く設けて、地域で子育てを行う意識の高揚を促し、地域と連携した取り組みを進めます。

③ 特色ある教育の推進

幼児期にふさわしい道徳性や基本的な生活習慣が身につくような教育の推進はもちろん、地域の住民、高齢者や ALT[※]をはじめとした様々な人との交流や、自然体験等、計画的に構成した環境の中での体験・交流からの学びを大切に心身の教育に

努めます。

用語解説

※放課後児童クラブ…72ページを参照。

※地域子育て支援センター…72ページを参照。

※ALT……………エイ・エル・ティイー。Assistant Language Teacher の略称。外国人指導助手。中学校などで、外国語（英語）教員を補佐して会話指導にあたる外国人補助教員。

1-2 学校教育の充実 《前期の取り組みと成果》

学校施設整備事業において、穂積中学校、巢南中学校、穂積小学校、南小学校については、校舎増築や大規模改修が完了し、普通教室不足や老朽化も解消され、快適な施設に整備することができました。さらに「学校間総合ネット※」接続等が完了しIT※環境が向上しました。

また、給食センターの統合により、学校給食衛生基準やHACCP※の概念に基づく最新の衛生管理システムを構築し、児童・生徒の食の安全を第一とした施設を整備することができました。

機構改革により、教育研究所を教育支援センターに移行し、教職員の研修体制の構築に取り組み、研修内容や研修場所の充実を図りました。

《現状と課題》

市内には、市立の小学校7校及び中学校3校があり、年々児童・生徒数が増加傾向にあります。こうした中、本市は、明日の人材を育成する学校教育に特に力を注いでおり、自由に小・中学校を選べる就学区域の弾力化をいち早く導入しています。さらに、新学習指導要領にのっとった教育が推進できるよう各教科の基本的な授業展開案を管内すべての学校へ共通に示したり、教師自身の指導力を高める各種研修の実施をはじめ、各教科等の授業においてモデルになるような教師の育成や教師が互いに学び合える環境の構築等、様々な取り組みを実施してきました。また、小学校・中学校、9年間のスパンで子どもたちを育てるという発想をさらに広げ、幼稚園・保育所と小学校の連携の在り方についても取り組んでいます。

現在も、これらの取り組みとあわせて、各校それぞれの「特色ある学校づくり」を積極的に進めているところです。また、不登校児童・生徒のための適応指導教室の設置や教育相談員の常駐等、子どもや保護者が抱える様々な心の問題等への対応に努めています。

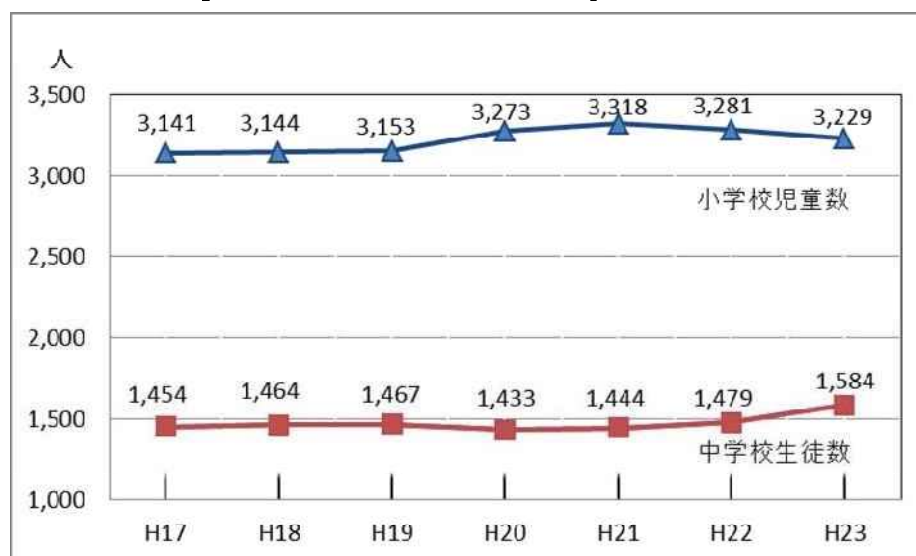
また、児童・生徒の増加による普通教室不足や老朽化が懸念

される施設が依然あるため、各学校施設の将来を見据えた長期計画をたて、引き続き児童・生徒の安全を考慮し施工する必要があります。

[表 小学校・中学校の現況] (平成23年5月1日現在)

区分	児童・生徒数(人)	学級数(組)	教員数(人)	屋内運動場延べ面積(m ²)	図書室蔵書数(冊)	
小学校	穂積小学校	713	24	36	1,335	17,119
	本田小学校	510	19	25	918	17,088
	牛牧小学校	641	21	30	947	17,142
	生津小学校	352	13	20	670	12,099
	西小学校	301	14	21	958	12,543
	中小学校	233	12	18	1,002	14,079
	南小学校	479	16	27	738	11,949
	合計	3,229	119	177	6,568	102,019
中学校	穂積中学校	713	21	40	2,646	18,789
	穂積北中学校	445	15	31	1,389	11,350
	巢南中学校	426	15	30	2,018	11,237
	合計	1,584	51	101	6,053	41,376

[図 児童・生徒数の推移]



健やかで豊かな心と生きる力を備えた児童・生徒の育成に向け、今後もこれらの一層の充実が求められますが、すべての課題が学校だけの対応で解決されるものではありません。特に、

子どもを取り巻く環境が大きく変化するなか、放課後等における児童・生徒の安全性確保や健全育成は重要になっており、郷土学習や体験学習といった特色ある教育を推進する観点等からも、地域社会との連携を強化していくことが求められます。

学校の施設・設備及び機能については、開かれた学校づくりの側面から、生涯学習の場等として、地域に開放していくことが求められます。

《基本方針》

児童・生徒一人ひとりの個に応じたきめ細やかな教育を実施できるよう、教育指導体制や施設・設備の充実を図ります。また、健やかで豊かな心と生きる力を備えた児童・生徒の育成に向け、特色ある教育課程づくりや、学校、家庭、地域が連携した地域社会全体での取り組みを進めます。

[施策の構成]

<学校教育の充実>

- …特色ある学校づくり
- …学校施設・設備の充実
- …教育指導体制の充実
- …児童・生徒の健全育成
- …家庭、地域との連携強化

《施策の展開》

①特色ある学校づくり

「確かな学力」「豊かな心」「健やかな体」の調和を図りながら時代の変化に対応してたくましく生きる力の基礎を身に付けた幼児・児童・生徒を育成するため、幼稚園・各学校の特色ある、誇れることのできる教育活動をさらに工夫し、展開していきます。

基礎的・基本的な知識・技能の習得とそれらを活用する力を育み、学び方の確実な定着を図る授業の研究実践、道徳教育（心の教育）の充実、国際理解教育・キャリア教育等の推進など、

地域のよさを活用しながら学習発表会・公表会等の機会に児童・生徒の姿であらわしていきます。

②学校施設・設備の充実

小学校、中学校では、校舎等の施設・設備の老朽化の問題が依然危惧されているため、今後は対策の緊急度に加え、児童・生徒数の見通し等を勘案しながら、各施設の将来を見据えた長期計画をたて、改修整備を進めます。また、保護者、地域の方々の協力により校庭の芝生化を進めます。

③教育指導体制の充実

児童・生徒が確かな学力を備えることができるよう、引き続き各種研修を通じて、教職員の意識改革や技能取得及び指導力の向上を進めるとともに、習熟度別少人数指導や不登校児童・生徒の支援等、きめ細やかな指導体制を導入していきます。

また、就学区域の弾力化や地域に開かれた学校づくり等を進める一方で、児童・生徒の安全管理体制の強化を図ります。

さらに、より良い学校運営を全市的に進める観点で、教育課題に関する調査・研究や、教職員の体系的な研修、教育情報の収集・提供、瑞穂市 PTA 連合会等の団体との連絡調整等を総括する教育支援センターの充実に努めます。

④児童・生徒の健全育成

児童・生徒の様々な不安や悩みに対応できるよう、教育相談の充実を図ります。各中学校に配置しているスクールカウンセラー*が自校及び校区の小学校での児童・生徒や保護者のカウンセリング*を行います。

また、教育支援センターにおいて、不登校の児童・生徒に対する適応指導教室の開催や保護者に対する来室・電話相談活動を行い支援活動の充実を図ります。

さらに、障がいのある児童・生徒に対しては、本人の実態に合わせたきめ細かい指導に努めます。

⑤ 家庭、地域との連携強化

管理面に十分配慮しながら、学校施設・設備及び機能を地域に開放し、生涯学習の場として有効に活用するなど、地域に開かれた学校づくりに努めます。

また、学校と家庭、地域との接点をより多く設けて、地域で子育てする意識の高揚を促すとともに、地域社会全体で子どもを見守り、育てる環境づくりを進めます。

用語解説

- ※学校間総合ネット…児童・生徒が、安全・快適に情報の収集発信や教育資源の共有、学校間の交流ができるよう、岐阜情報スーパーハイウェイを活用して県内の学校を繋いだ教育用ネットワーク。
- ※IT…アイ・ティイー。Information-Technology の略称。コンピュータやデータ通信に関する技術を総称的に表す語。
- ※HACCP…宇宙飛行士の食事の安全性を確保するために、アメリカで開発された衛生管理の手法。従来は、最終製品の検査で安全性を保証していたものを、HACCP は、原材料生産から加工、流通、販売、消費まですべての段階において、予想される危害（有害微生物、有害化学物質、異物など）をコントロールしようとするもの。
- ※スクールカウンセラー…いじめや不登校等の対策として、児童・生徒・保護者・教師の相談にのるために、学校に配置される臨床心理士等の専門家。
- ※カウンセリング…学業、生活、人間関係等の悩みや適応上の問題をもつ人に対して、心理学的な資料、経験に基づいて援助すること。

1-3 青少年の健全育成 《前期の取り組みと成果》

瑞穂市青少年育成市民会議において、家庭、学校、地域及び各種団体の連携強化に努め、地域の青少年と大人が顔を合わせる場として「市民みんなでラジオ体操の日」を設定したり、「あいさつ運動の日」「地域安全の日」における子どもたちの見守り活動を行って、市民の青少年健全育成に対する意識の高揚を図りました。

また、少年リーダー*を育成して子ども会や校区活動委員会等へ派遣し、青少年の社会参加を促進しました。

《現状と課題》

近年、核家族*化や少子化の進行、携帯電話やインターネット等の情報通信機器の急速な普及など青少年を取り巻く社会環境が大きく変化するなかで、世代間や異年齢の子ども間の交流減少や子どもたちの規範意識、社会性の低下が問題となっています。

また、全国各地で青少年を巻き込んだ事件が多くなり、子どもたちの安全確保や心身ともに健全な社会性を備えた青少年を育成するための活動がますます重要になっています。

本市では、地域の豊かな人材を活かし、瑞穂総合クラブにおいて青少年向けの各種講座を開催しているほか、子ども会やスポーツ少年団等の各種団体を支援し、規律ある団体交流活動を通じて青少年の健全育成に努めています。青少年の健全育成にあたっては、子ども一人ひとりが社会のなかで学習・体験し、社会の一員としての自覚や思いやりの心を養うことが重要であり、今後もこのような取り組みを充実して、青少年の地域社会での活躍機会を拡充していくことが求められます。

また、家庭や学校ばかりではなく、地域社会全体でその成長を支えることが重要であり、本市においては、平成 16 年度に設置した瑞穂市青少年育成市民会議を中心として、家庭、学校、地域社会、関係機関等の様々な主体が連携した組織的な活動の展開が期待されています。

《基本方針》

本市の社会教育の方針である「1 学習・1 スポーツ・1 奉仕」を目指し、青少年と地域社会の交流機会を拡充するとともに、家庭、学校、地域等が一体となり、地域社会全体で青少年の健全育成に取り組みます。

[施策の構成]

< 青少年の健全育成 >

- … 青少年指導・相談体制の充実
- … 各種講座の充実
- … 青少年の社会参加の促進

《施策の展開》

① 青少年指導・相談体制の充実

岐阜県青少年 SOS センター[※]等と連携しながら、青少年や保護者の相談体制を充実し、いじめや非行等の青少年を取り巻く様々な問題への対応を図ります。

また、瑞穂市青少年育成市民会議を中心として、引き続き家庭、学校、地域等の連携体制を強化し、地域における瑞穂市青少年育成推進員の資質向上も図りながら、有害環境の浄化や非行防止活動等、健全な社会環境づくりに向けた地域ぐるみの活動を展開します。

② 各種講座の充実

家庭は青少年の人間性を育む基本であるため、親を対象とした家庭教育学級等を通じ、家庭教育の必要性を啓発するとともに、豊かな家庭づくりが進められるよう、瑞穂総合クラブ等の親と子がふれあい、学習できる機会の拡充に努めます。

なお、瑞穂総合クラブについては、より多様なジャンルの講座を開設し、ユニークな学習方法を取り入れるため、専門的知識や技能を持つ指導者の育成・確保に努めます。

③ 青少年の社会参加の促進

青少年が社会体験等を通じて社会性を身につけ、自立心や思いやりの心を養うことができるよう、引き続き地域とのふれあいやボランティア活動の情報、相談窓口の紹介等、幅広い情報提供を行い、積極的な参加を促します。

また、子ども会等の社会教育関連団体の活動を支援し、青少年が気軽に参加できるように、青少年活動を担う指導者や少年リーダー等を発掘・育成します。

用語解説

※少年リーダー…子ども会活動の中において子どもたちにとってよきお兄さん・お姉さんの存在であるとともに、成人指導者や育成者の補助的機能を果たすだけでなく、独自の指導的役割をもって子ども会活動にたずさわる人。

※核家族…72ページを参照。

※岐阜県青少年 SOS センター…365日、24時間、フリーダイヤルで、いじめ、不登校、非行、友人関係の悩み、学校に対する不満、親子関係の悩み、恋愛関係、援助交際等、多岐にわたる青少年の相談に対応する機関。

第1節 未来を担う人づくり 施策一覧

主要事業	事業内容	<主導課> 関連課
特色ある開かれた学校づくり事業（魅力ある学校づくり事業）	学力向上 心の教育、国際理解教育、情報教育等の特色ある教育の推進	<学校教育課>
幼保小連携推進事業	保育所・幼稚園から小学校への滑らかな接続をめざした連携の強化	<学校教育課> <幼児支援課>
学校施設設備整備事業	牛牧小学校校舎増築工事 牛牧小学校大規模改修工事 穂積北中学校大規模改修工事 施設維持管理計画策定業務に伴う長期的使用を考慮した改修事業 校庭芝生化事業 穂積中学校グラウンド整備事業 西小学校校舎増築工事	<教育総務課>
就学区域の弾力化推進事業	就学区域の弾力化の推進	<学校教育課>
教育支援センター事業	教育支援センター研修事業、適応指導教室「アジサイスクール」等の充実	<学校教育課>
青少年育成推進事業	地域活動への参加、相談・指導体制の充実、家庭・学校との連携	<生涯学習課>

第2節 魅力ある生涯学習

2-1 生涯学習

《前期の取り組みと成果》

本市では、人々が生涯のいつでも学習機会を選択して学ぶことができ、その成果が適切に評価される社会を目指し、瑞穂総合クラブ・瑞穂大学の講座をはじめとした、各種講座・教室の内容を充実し、子どもから高齢者までの多様な生涯学習意欲に応えるとともに、参加者の増員が図れました。

また、団体の自主運営化の推進については、瑞穂市文化協会が自主運営しており、校区活動においても、一部で事務局員を設置するなど、自主運営化を促進することができました。

《現状と課題》

生涯学習とは、私たちが生きがいのある充実した生活を送るために、自分が学びたいことを、自分に合わせた手段や方法を自ら選んで、「いつでも、どこでも、なんでも」自由に、楽しく、生涯にわたって学んでいくことです。近年、生活水準の向上、自由時間の増大、団塊世代の退職、少子・高齢化などの社会変化にともない、個人の生きがいづくりへの志向や、積極的に自らを高めていこうとする傾向が強まっています。

こうしたなか、本市では、総合センター、市民センター（穂積公民館）、巣南公民館、図書館等の学習の場を整備するとともに、高齢者を対象に瑞穂大学寿学部を、成人女性を対象に瑞穂大学女性学部を開講し、毎年20回程の講義を開いています。

また、200名以上の指導者を有し、市内の小中学生を対象に展開している「瑞穂総合クラブ」をはじめとして、各種文化講座・スポーツ教室を開設するなど、市民に対して多様な学習機会の提供に努めています。生涯学習は、自分の意志で自由に選択でき、気軽に参加できることが重要であり、市としては、今後も、常に市民の学習ニーズの的確な把握に努めながら、講座内容や施設・設備の充実、学習情報の提供等を進める必要があります。

一方、本市では、瑞穂市文化協会、瑞穂市体育協会等の生涯

学習関連団体が数多く組織されているほか、地域においても、自治会や瑞穂市社会教育推進員を中心とした校区活動委員会が組織され、市民主体の交流活動が活発に行われています。生涯学習活動をより効果的に進めるためには、活動を支える人や組織の役割が非常に重要であり、このような各種団体の支援とともに、団体間の連携の促進や、指導者の育成・確保等、総合的な視点で生涯学習推進体制を充実させていくことが求められます。

[表 生涯学習の講座状況（平成22年度）]

講座名	
○瑞穂大学 （寿学部、女性学部、脳力活性学部）	○生涯学習講座 （手作り絵本、リズム体操、彩生講座）
○瑞穂総合クラブ （キッズイングリッシュ、書道、クッキング、茶道、太鼓、生け花、あそびっこ、バスケットボール、弓道、すもう、ミニテニス、よさこいおどり、スポーツ探検隊等）	○フュージング*教室 ○吹きガラス教室 ○家庭教育学級 ○出前講座 等…

[表 生涯学習関連団体の状況（平成22年度）]

区 分	関係団体数
瑞穂市文化協会	66
文化系クラブ・サークル	114
子ども会	87
スポーツ教室	5
瑞穂市スポーツ少年団	27
瑞穂市体育協会	26
体育系クラブ・サークル	162

《基本方針》

瑞穂市社会教育の方針である「1 学習・1 スポーツ・1 奉仕」を目指し、市民の生涯学習への参加を促すため、地域の人材を

活かした多様で特色のある講座づくりや、利用しやすい学習の場づくりを進めます。

[施策の構成]

<生涯学習>

- …学習・活動内容の充実
- …生涯学習推進体制の充実
- …指導者の確保と登録・活用
- …施設・設備の充実

〈施策の展開〉

① 学習・活動内容の充実

子どもから高齢者まで、幅広い市民の学習要望に応えられるよう、瑞穂総合クラブをはじめとした、既存の学習講座について、適宜、内容の更新や開催回数のさらなる充実を図るとともに、多様で特色ある学習機会づくりに努めます。

また、芸術文化活動を活性化するため、優れた芸術文化の展覧会や講演の招致を進めるとともに、地域での活動の企画、運営を促進します。

② 生涯学習推進体制の充実

生涯学習への市民参加を促進するため、広報紙や各種施設の窓口等を通じて、講座内容や活動内容をPRします。

また、自治会や瑞穂市社会教育推進員を中心とした校区活動委員会等に対して、情報提供や人材育成等の支援を行うとともに、それぞれの活動の連携・協力を促すなど、市全体で学習活動に取り組める体制を充実します。

さらに、子どもの読書活動推進体制の確立を図り、子どもが読書を通じて言葉を学び、豊かな感性や表現力、創造力を身に付けることにより、生涯学び続ける力の醸成に努めます。

③ 指導者の確保と登録・活用

教育分野の関係者のみならず、様々な分野の専門的な経験・知識を持つ人材やボランティアを発掘し、育成や登録を通じて

生涯学習の指導者としての積極的な活用を図ります。

特に、福祉施策と連携して、地域の元気な高齢者を登用し、地域社会の指導者、知恵袋としての積極的な活用を図ります。

④施設・設備の充実

総合センター、市民センター（穂積公民館）、巢南公民館及び教育支援センター等の本市を代表する生涯学習施設については、指導、助言、相談できる人材の配置等により、市民による自主事業を促すなど有効活用を進めます。

また、地域に密着したコミュニティセンター等の有効活用を行うほか、図書館との連携による公共施設内での図書スペース確保を検討します。なお、これらの施設では、施設が持つ機能や特色を生かした学習の場となるよう、地域による主体的な管理運営を促します。

さらに、学校の施設・設備及び機能についても、地域に開放し、生涯学習の場としての有効活用を進めます。

用語解説

※フュージング…ガラス細工の技法のひとつ。ガラスを高温の炉で溶かし融合させる技法。

2-2 生涯スポーツ

《前期の取り組みと成果》

瑞穂市スポーツ推進委員※を中心に軽スポーツの普及活動や市主催の各種体操教室を開催しスポーツ活動の普及に取り組み、市民へ活動する場を提供することができました。

瑞穂市体育協会は、自主運営によるスポーツ教室、スポーツ大会を実施するなど市民スポーツの振興・推進を図っています。

総合型地域スポーツクラブ「なかよしクラブすなみ」は、各種教室を開講し、広く市民へスポーツに親しむ場を提供しています。

また、瑞穂総合クラブにおいては、学校との連携により子どもたちに幅広い講座の提供を図っています。

《現状と課題》

余暇時間の増大や健康に対する意識の高まりなどにより、子どもから高齢者までスポーツに親しむ人が増えています。

スポーツ活動は、体力の向上やストレスの発散、生活習慣病の予防、家庭や地域住民のコミュニケーションの促進、地域活性化の機会としてもますます注目されています。こうしたなか、市民の誰もが、それぞれの体力や年齢、興味、目的などに応じ、日常生活の中で主体的にスポーツに親しむことのできる生涯スポーツ社会の実現が求められています。

本市では、教育委員会主催による各種のスポーツ教室を開催しているほか、市内にはスポーツ少年団が 27 団体、瑞穂市体育協会に属する競技団体が 26 団体組織され、これらを中心として自主的な競技スポーツ・生涯スポーツ活動が展開されています。スポーツ施設としては、市民センター内に体育施設があるほか、河川グラウンドやテニスコートを備え、学校の施設・設備についても地域への開放に努めています。

しかし、市民のスポーツに対するニーズは多様化しているほか、参加地域や参加者の固定化といった問題も懸念され、スポーツに対する意識の高揚とともに、「いつでも、どこでも、誰もが、生涯にわたって」気軽にスポーツ活動が行えるよう、施設面や企画・運営面での一層の充実が求められています。

体制面に関しては、特に、国の「スポーツ立国戦略」でも掲げられているように、総合型地域スポーツクラブの育成が重要な課題です。総合型地域スポーツクラブは、子どもから高齢者まで誰もが参加できる、地域に密着したスポーツクラブのことをいい、地域住民も自主的、主体的に運営に参加する形態が望ましいとされています。本市でも、「なかよしクラブすなみ」として既に運営を開始していますが、指導者の育成・確保や講座内容の充実及び参加者の年齢層を広げる等の取り組みが必要です。

《基本方針》

瑞穂市社会教育の方針である「1学習・1スポーツ・1奉仕」を目指し、市民のスポーツに対する意識の高揚とあわせて、身近な体育施設の整備や地域に密着したスポーツ組織の育成を進めます。

〔施策の構成〕

＜生涯スポーツ＞

- …スポーツ活動の普及、促進
- …スポーツ施設の充実
- …スポーツ振興組織の育成

《施策の展開》

①スポーツ活動の普及、促進

スポーツや健康づくりに関する様々な情報の収集・提供を行い、市民のスポーツに対する関心の向上を促します。あわせて、瑞穂市体育協会等と連携し、スポーツ教室やスポーツ大会を充実するとともに、スポーツ施設の利用手続の簡素化を図る等、参加機会の拡充に努めます。

さらに、本市独自のストレッチ体操である「みずほ体操」や軽スポーツの「ゲートゴルフ」の普及、また、競技水準の高いスポーツを観る機会の確保にも努め、競技人口の拡大を目指します。

②スポーツ施設の充実

全市的な行事を行えるスポーツ拠点施設の整備を進めます。
また、生涯スポーツの充実を図るとともに、学校体育施設についても有効に活用し、必要な条件整備のもとで地域に開放します。

③スポーツ振興組織の育成

スポーツ少年団等の各種団体の活動を支援するとともに、瑞穂市体育協会を中心とした相互連携を働きかけ、一体的な推進体制のもとでの幅広いスポーツニーズへの対応を図ります。

また、「なかよしクラブすなみ」については、より多くの市民が親しみ、活用できる総合型地域スポーツクラブとして育成を図るため、指導者の確保によるスポーツメニューの多種目化や多世代化を目指します。また、運動施設の整備とあわせた活動拠点の拡充及び管理運営体制の充実等について、検討を進めます。

用語解説

※スポーツ推進委員…スポーツ基本法に基づき、市から委嘱された非常勤公務員で、地域においてスポーツ・レクリエーションを推進する活動を行う。(旧 体育指導委員)

第2節 魅力ある生涯学習 施策一覧

主要事業	事業内容	<主導課> 関連課
生涯学習推進体制整備事業	推進体制の確立 各種講座の充実及び情報提供 指導者・講師の育成	<生涯学習課>
生涯学習施設整備事業	生涯学習拠点施設整備 公共施設での図書スペースの確保等	<生涯学習課>
市民文化振興事業	瑞穂市文化協会等の自主運営推進 サークル活動支援	<生涯学習課>
市民スポーツ振興事業	瑞穂市体育協会等の自主運営推進 サークル活動支援	<生涯学習課>
体育・文化施設整備事業	公民館、総合体育館、グラウンド（生 津、大月）等の整備	<生涯学習課>
総合型地域スポーツクラブ 設立推進事業	総合型地域スポーツクラブの活動支 援	<生涯学習課>
地域コミュニティ※推進事 業	校区活動事業への補助金の交付等自 主運営の推進及び支援	<生涯学習課>
総合的な高齢者対策事業	生きがいづくり事業	<生涯学習課>
公園整備事業	多目的広場の整備	<都市開発課> 生涯学習課
子どもの読書活動推進事 業	子どもの読書活動推進に向けた、機会 の充実、環境の整備、広報・啓発の充 実、推進体制の確立	<生涯学習課> 図書館

用語解説

※コミュニティ…61ページを参照。

第3節 文化の息づくまちづくり

3-1 歴史・文化の継承

《前期の取り組みと成果》

瑞穂市文化財保護審議会委員による指定文化財の巡視、文化財の所有者が行う補修等に要する経費の助成など、文化財の保護活動を推進しました。

また、別府観音等のパンフレット作成や図書館での中山道・和宮企画展を開催し、歴史認識の普及に努めました。

《現状と課題》

文化財は、地域の長い歴史の中で生まれ、育まれ、今日まで守り伝えられてきた貴重な文化遺産です。地域の歴史や文化の正しい理解のために、欠くことのできないものであると同時に、新たな文化の創造、発展の基礎となるものです。

本市には、県指定、市指定をあわせて 62 の指定文化財がありますが、特筆すべきは、江戸時代の五街道の一つで、江戸と京都を結んでいた中山道が通っていることであり、美江寺城跡をはじめ、宿場町として栄えた歴史を物語る史跡・名勝が数多く残っています。これらの文化財については、和宮の例祭や美江寺宿場まつりにみられるように、保存会等により保存活動が行われているものがありますが、今後も、地域の文化財は地域で守り活用するという方針のもと、美江寺観音狸々ばやしや宮田雅楽等の伝統芸能や技術等を含め、本市の歴史性・文化性を表す貴重な資源の保護施策の一層の充実を図るとともに、後世に受け継いでいけるよう、保存・管理体制の充実を進める必要があります。

一方、これらの地域資源については、歴史・伝統という側面だけでなく、人々が訪れる観光資源としての側面があります。既にホームページやガイドマップ等を通じて普及を図っていますが、今後も、地域や関係機関の理解・協力を得ながら、PRに向けた環境整備や体制の充実を進める必要があります。

《基本方針》

郷土の歴史に対する市民の意識を高め、後継者の育成を行いながら、文化財の保存・継承に努めます。また、豊かな歴史をまちの個性、観光資源として積極的に活かすため、より広域的な視点での普及活動と周辺環境整備に努めます。

[施策の構成]

<歴史・文化の継承>

- …文化財の保護・指定
- …歴史認識の普及

《施策の展開》

①文化財の保護・指定

指定文化財の適正な保護に努めるとともに、その他の文化財や埋蔵文化財等についても適宜、発掘調査や研究に努め、重要なものについては指定による保護を図ります。特に、五六川下流部に設置されている牛牧閘門は、18世紀に建設された歴史ある土木遺産であり、治水対策との整合性に留意しながら、保全・活用に関する検討を行います。

また、地域に残る伝統芸能や技術、祭りについても、後継者の育成や保存に対する支援を行い、後世への継承に努めます。

②歴史認識の普及

まちの歴史の再認識を図り、地域への愛着を育むため、学校教育において郷土学習の時間を設けるとともに、生涯学習の場において地域の歴史や文化財を学ぶ講座の充実に努めます。

また、文化財に関する情報をホームページ等により提供し、必要に応じて顕彰板の充実や更新を図る等、文化財の保護・顕彰と普及に努めます。特に、中山道に関しては、その豊かな歴史性・文化性を守り、観光振興に活かすため、保存会によるイベント活動を支援するとともに、周辺市町と連携し、統一感のある案内板や文化財の顕彰板の設置を充実するなど、街道を一体的に捉えたPRに努めます。

第3節 文化の息づくまちづくり 施策一覧

主要事業	事業内容	<主導課> 関連課
文化財保護事業	文化財保護活動の推進 祭り、イベントの支援 中山道歴史環境整備	<生涯学習課> 商工農政課
市民文化振興事業	瑞穂市文化協会等の自主運営推進 サークル活動支援	<生涯学習課>

第4節 輝く人づくり

4-1 国際交流・多文化共生の推進

《前期の取り組みと成果》

外国人の増加に伴い、ことばや生活習慣の違いからいろいろな生活上の苦勞が生じる中で、日本語支援サポーターズが発足し、外国人受け入れ体制の充実を図っています。

《現状と課題》

近年の情報化の進展等を背景として、日常生活のなかで、国境を意識する場面が徐々に少なくなりつつあります。

本市においても、平成23年3月現在で1,788人、1,249世帯もの外国人が暮らしており、スポーツ少年団、スポーツ系サークル等にも外国人が参加するなど、日常生活のなかで外国人と関わる機会が増えています。こうしたなか、本市においては、小・中学校をはじめ、幼稚園や保育所においてALT*を配置するとともに、生涯学習の場においても中国語教室や英会話教室等の講座を開設するなど、国際感覚や国際認識を育む取り組みに努めています。一方で、国際交流ボランティアが教育ホームステイの一部引き受けを実施するなど、地域が主体となった国際交流活動の動きもみられます。

世界的に幅広い交流が進むなか、今後も地域や個人レベルで、外国人と関わり合う機会が増大していくことが予想されており、市としては、異なる文化や習慣を理解し、それらの人々とともに活動できる人づくりを進めるとともに、ボランティアの支援等を通じて、国際交流、国際協力を一層進める必要があります。

近年の経済状況を受けて、増加を遂げていた外国人居住者も、現在は減少傾向にはありますが、今後も外国人の視点に立った受け入れ体制づくりを進めていく多文化共生が求められます。

[表 外国人登録人口の推移]

各年度末現在

区 分	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度
男性(人)	896	974	960	856	796
女性(人)	995	1,018	1,025	1,005	992
合計(人)	1,891	1,992	1,985	1,861	1,788

《基本方針》

ボランティア等と連携した活発な国際交流、国際協力活動を進めるとともに、外国語教育による国際社会にふさわしい人づくりや、外国人が暮らしやすいまちづくりを進めていきます。

[施策の構成]

<国際交流・多文化共生の推進>

- ・・・国際的な人づくり
- ・・・国際交流の促進
- ・・・外国人受け入れ体制の充実

《施策の展開》

①国際的な人づくり

現在の ALT を継続配置するとともに、市内の先進校等の取り組みを踏まえて、外国児童・生徒との交流活動や英語教育を充実するなど、学校教育における国際的な人づくりを強化します。

②国際交流の促進

引き続き、国際交流ボランティアの活動を支援し、外国人の市内受け入れや、海外への青少年派遣等の国際交流、国際協力活動の活性化を促します。

また、市民レベルの国際交流が進むよう、子どもたちの文化交流等を手始めに、外国人を対象とした日本・地域の文化を紹介するイベントの開催等、お互いの文化や習慣への理解を促す機会の拡充に努めます。

③外国人受け入れ体制の充実

在住外国人の日常生活を支援するため、実態を把握したうえで、ホームページにて外国語による生活ガイドページの作成や日本語の指導、生活相談体制の充実を図るとともに、ボランティアや地域への支援・育成を推進します。

用語解説

※ALT……………94ページを参照。

4-2 人権尊重と男女共同参画

《前期の取り組みと成果》

学校教育では全教育活動を通して人権教育を推進し、互いの人格を尊重し、互いに高め合う「いじめ」のない集団の育成を図ってきました。日常的には、学級を中心とした思いやりのある集団づくりをはじめ、異学年での温かい交流の積み重ねを進めています。また、各学校が人権教育における行動力の育成を主たる目的とする取り組み「ひびきあいの日」を通して創意工夫のある実践を行い、偏見や差別に対して正しく判断し行動することができるようになってきています。

また、様々な人権問題に対応するため、瑞穂市社会福祉協議会[※]や人権擁護委員等との連携の強化、窓口相談員の充実、特設の人権相談を年2回実施するなど相談体制の充実に努め、相談者の負担軽減を図っています。さらに、人権に関する講演会を年1回開催し、人権尊重についての周知、理解を深めてきました。

男女共同参画社会の実現に向けては、「瑞穂市男女共同参画基本計画」を策定し、「瑞穂市男女共同参画推進条例」を制定するなど、男女共同参画の取り組みの第一段階を進めました。

《現状と課題》

21世紀は「人権の世紀」と言われており、個人の尊厳と人権が尊重される社会を築いていくことは、人々が安心して暮らしていくとともに、個人の自己実現を図っていくための最も基本的な条件です。しかしながら、いじめ、児童虐待等の子どもの人権問題は後を絶たず、女性、高齢者、障がいのある人、外国人への人権侵害の問題も強く残っています。わたしたちはそれらに配慮し、人権の尊重を日常生活の習慣として身につけ実践できるように、あらゆる場を通じて人権教育・啓発の推進に取り組む必要があります。

また、男女共同参画社会の実現は、女性にとっても男性にとっても生きやすい社会を作ることです。法律や制度上では、男女平等が達成されつつあり、様々な施策が進められていますが、人々の意識や行動、社会制度や慣行の中には、男女の固定的な役割分担の意識が時代とともに変わりつつあるものの、依然根強く残っています。そのような意識を解消し、市民一人ひとりが人権や平等についての

正しい認識を持って、お互いを尊重し、性別に関わりなく、その個性と能力を活かして、生き生きと充実した生き方を選択できるよう、家庭・地域・職場などあらゆる分野において男女共同参画の視点で、社会環境を整備する必要があります。

さらに、配偶者等からの暴力などドメスティックバイオレンス*の被害も深刻化しており、相談・カウンセリング*体制のさらなる充実を図っていくとともに、あらゆる暴力の根絶を目指した取り組みを推進していくことが必要です。

《基本方針》

様々な機会を通じて人権教育を進め、いじめや差別のない社会づくりに努めます。また、男女が互いに尊重し合い、性別に関わりなくその個性と能力を十分に発揮できるよう、瑞穂市男女共同参画推進条例並びに瑞穂市男女共同参画基本計画に沿った施策やこれに基づく社会環境の整備に努めます。

[施策の構成]

＜人権尊重と男女共同参画＞
…人権教育の推進
…人権擁護の体制づくり
…男女共同参画の推進

《施策の展開》

①人権教育の推進

児童・生徒に人権問題を正しく理解させるため、学校教育における人権教育を発達段階に応じて効果的に進めます。

また、生涯学習の場や職場等、様々な機会を通じて人権を尊重する教育や啓発活動を進め、性別や身体特性等に基づく差別・偏見のない社会の実現を目指します。特に、市職員をはじめ、保健・医療・福祉関係者、教職員等、人権に関わりの深い仕事の従事者に対して、取り組みの強化に努めます。

②人権擁護の体制づくり

様々な人権問題に対応するため、瑞穂市社会福祉協議会や人権擁護委員と連携しながら相談体制のさらなる充実を図ります。

また、ドメスティックバイオレンスや児童虐待をはじめ、あらゆる人権侵害に対し、相談員や専門機関との連携のもと、相談・カウンセリング体制の充実に努めます。

③男女共同参画の推進

あらゆる機会を通じた男女共同参画教育とあわせて、行政の委員会等における男女の均等な登用や、地域社会における女性リーダーの育成等を進め、市民の意識改革を促します。

また、男女が互いに人権を尊重し、責任も分かち合い、多様な生き方を選択できる条件整備として、雇用等の分野における男女の均等な機会や待遇の確保、能力開発の機会拡充を促すとともに、仕事と子育て・介護の両立に係る負担を軽減するための各種福祉サービスの充実等男女の仕事と生活の調和の促進に努めます。

また、瑞穂市男女共同参画基本計画をより実効性のあるものとするため、計画に目標指標を掲げ、毎年進捗状況を把握、点検して、公表し、客観性を持った進行管理に努めます。

《関係する部門別計画》

瑞穂市男女共同参画基本計画 平成 22 年度～31 年度

用語解説

※社会福祉協議会…68ページを参照。
※ドメスティックバイオレンス…家庭内暴力。“DV”と略されることも多い。
※カウンセリング…99ページを参照。

4節 輝く人づくり 施策一覧

主要事業	事業内容	<主導課> 関連課
国際交流推進事業	子どもを主体とした文化交流事業、日本語支援団体の育成 国際理解教育の推進	<秘書広報課> <学校教育課>
人権教育啓発事業	人権教育の推進 相談体制の充実	<生涯学習課> 学校教育課 <福祉生活課>
男女共同参画推進事業	男女共同参画の推進	<企画財政課>

第5章 活気あふれるまちづくり

第1節 農業

1-1 農業の振興

《前期の取り組みと成果》

農業基盤の面では、ほ場整備事業、かんがい排水事業、農道整備事業等による基盤整備を計画的に進め、また、遊休農地についてはパトロール等の実施により、所有者・耕作者に対して適切な指導や利用集積を図るなど、優良農地の保全に努めてきました。

生産体制の面では、農業組織や担い手の活動を補助事業の活用促進等により、効率的で合理的な営農活動の構築に努め、また、経営指導や技術指導を展開し、社会情勢に応じた経営感覚を持った認定農業者*の確保に努めてきました。

多角的展開については、農薬・化学肥料の使用量を削減して、環境と人にやさしい農業「ぎふクリーン農業*」を推進し、生産性と環境の調和を図った農業生産の促進に努めてきました。また、農産物販売所の設置により実証実験販売を行い可能性を調査しました。

農家と市民の共存については、市民農園の利用促進や、小学校での農業体験の支援、地元産農作物の学校給食への利用などにより、農業への理解を深めてきました。

《現状と課題》

農業を取り巻く全国的な問題として、営農者の高齢化や後継者の不足がありますが、規制緩和の進行もあり、世界的な競争のなかで、農業経営は一層厳しい状況になることが予想されます。

本市では、多くの河川が流れ、平坦地が広がる地勢を活かし、古くから稲作が行われてきました。その後、お蚕祭の起源となる養蚕や富有柿、すなみ柿が生産されるようになり、現在では、サボテンやバラ等の花き類の生産も盛んで、農業粗生産額*全体の約42%を占めるに至っています。しかし、全般に経営農地の分散化による農作業の負担増のほか、農業者の高齢化や、担い手不足といった状況が続いており、さらにこれらに伴う遊休農地の増

加といった問題も引き続き表面化しています。

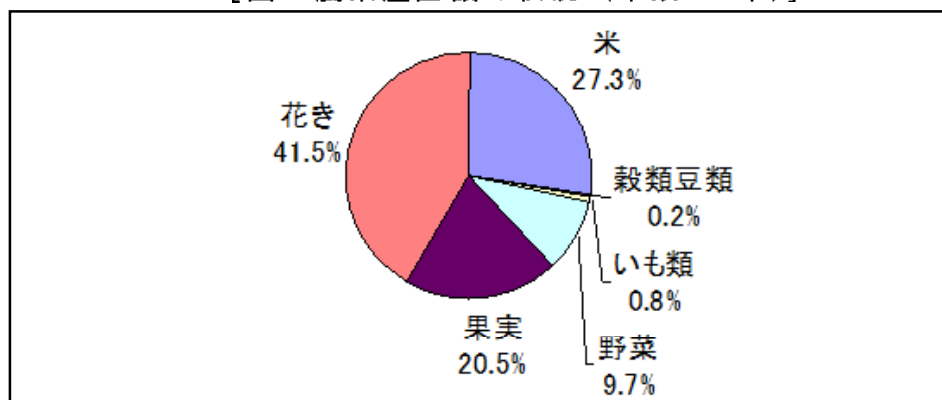
こうしたなか、本市の農業が職業として選択し得る魅力とやりがいのあるものとなるよう、意欲的な担い手農家*の育成、農地の集積や受委託*組織の連携強化等により効率的で合理的な生産体制を構築することが必要です。また、安全・安心で健康に良い農産物や顔の見える農産物への要望、都市近郊の特性を活かした観光型農業への要望といった消費者等のニーズを的確に把握しながら、魅力ある農業を展開することも求められます。さらに、農地は、食料生産といった役割に加え、国土保全や環境保全等の多面的な役割が求められています。このような視点から、農業への理解を深める取り組みや、農地の保全・整備を進めていく必要があります。

[表 農家数の推移]

区 分	農家総数	専業農家	兼業農家		自給的農家
			第1種	第2種	
平成12年(戸)	1,434	81	33	920	400
平成17年(戸)	1,458	91	72	748	547
平成22年(戸)	1,330	95	56	600	579

(出典：岐阜農林水産統計年報)

[図 農業産出額の状況 (平成19年)]



(出典：岐阜農林水産統計年報)

《基本方針》

農業経営の合理化と安定化を目指し、優良農地の確保や意欲のある営農者・受委託組織の支援・育成を進めるとともに、消

費者のニーズに対応した魅力的な農業展開を進めます。また、農地の多面的な役割を発揮する観点から、適切な保全・活用に努めます。

[施策の構成]

< 農業の振興 >

- …農業基盤の整備
- …生産体制の充実
- …多角的展開の推進
- …農家と市民の共存

《 施策の展開 》

① 農業基盤の整備

農業地域とその他地域の区分を明確化し、優良農地の保全を図るとともに、農作業の効率化に向けた取り組みを進めます。特に、西浦地区や天王川地区等の基盤が未整備な農地については、関係機関との連携を図りながら、ほ場整備事業、かんがい排水事業、農道整備事業等による土地改良を計画的に進め、良好な営農条件を備えた農地を確保します。

一方、遊休農地については、瑞穂市農業委員会等と連携して所有者に対する適切な指導を行い、担い手への農地の集積化等、荒廃化の防止と有効利用を促します。

② 生産体制の充実

瑞穂市農業振興会や巣南営農組合等の活動を支援し、組織の強化を図るとともに、施設園芸や柿の収穫活動等における連携に向けた取り組みを促し、効率的で合理的な営農体制の構築に努めます。

また、瑞穂市農業再生協議会等の関係団体と連携して、経営指導や技術指導を展開し、社会情勢に応じた経営感覚を持った認定農業者の確保及び農業後継者の育成に努めます。一方、高齢農業者についても、技術や能力に応じて地域農業における役割分担を進め、生きがいを持って農業に取り組める環境づくり

に努めます。

③多角的展開の推進

農薬・化学肥料の使用量を削減した「ぎふクリーン農業」を推進し、さらに、地元産農作物の消費拡大をめざすため、地域の農業組織と連携し「生産者の顔の見える農産物」による「安全・安心で健康に良い農産物」のより一層の提供に努めます。

また、富有柿、花き等の地域特産品の生産力向上に加え、担い手の経営発展や安定化を図るため経営体の規模や意向に応じ新品目の導入や第六次産業化*による経営の多角化等の農業者の多様な取り組みを支援し、地域の特色を活かした農業としてPRを進めます。

④農家と市民の共存

耕作放棄地等を活用した市民農園を推進し、市民のふれあいの場、憩いの場としての活用を進めるとともに、既に開設している3箇所の農園についても、一層の利用促進に向けて、環境整備を進めます。また、このような取り組みとあわせ、地域の農作物を活かした学校給食や小学校での体験農業、地域子ども会等の食農*・食育活動を通して、多くの人々が農業を身近に感じ、理解を深めることができる体制づくりに努めます。

《部門別計画》

農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想 平成23年度～27年度

用語解説

- ※認定農業者……認定農業者制度：効率的で安定した魅力ある農業経営を目指す農業者が、自ら作成する農業経営改善計画（5年後の経営目標）を、経営指標等を示した基本構想に照らして市町村長が認定し、その計画の達成に向けて様々な支援措置を講じていこうとするもの。同時に、農業者の方々には、認定を受けることで、誇りと意欲を持って経営の改善・発展に取り組む姿勢を内外にアピールし、プロの経営者としての自覚を自ら高めていくことが期待されている。
- ※ぎふクリーン農業……有機物等を有効に活用した土づくり並びに環境への負荷の大きい化学肥料、化学合成農薬等の効率的な使用と節減を基本とし、生産性と調和できる幅広く実践可能な環境にやさしい農業を推進するための県の施策。
- ※農業粗生産額……その年の1月から12月の1か年のあいだに生産された農産物や加工農産物について、生産量に農家庭先販売価格を乗じて計算される。なお、魚等の水産物やきのこ等の林産物は含まれない。
- ※担い手農家……農業経営への意欲や能力のある農業者のうち、農業経営基盤強化促進法に基づく経営改善計画の市町村認定を受けた認定農業者などのこと。
- ※受委託……農業経営、全面農作業または部分農作業を組織的に受託し、託料の収受を行う形態。
- ※第六次産業化……農業や水産業などの第一次産業において、農産物などを生産するだけでなく、それを加工し販売するところまで視野に入れた事業展開を行うこと。
- ※食農（教育）……「食」とそれを生み出す「農」について、体験し、学ぶこと。

第1節 農業 施策一覧

主要事業	事業内容	<主導課> 関連課
農業基盤整備事業	天王川土地改良事業 西浦地区農村総合整備統合補助事業 その他農業施設改良事業 かんがい排水事業 排水機・排水路の整備	<商工農政課>
農家・営農組織活性化事業	担い手の育成・確保 集落営農 [※] の推進 認定農業者 [※] の育成 農地の利用集積・経営基盤の強化	<商工農政課>
特産品開発・PR支援事業	新たな農業加工品の開発支援 地場農作物のPR・販売促進 地産地消の推進 学校給食での地産品の活用	<商工農政課> 教育総務課 学校教育課 幼児支援課
市民農園開設事業	耕作放棄地活用等による貸し農園の促進	<商工農政課>

用語解説

※集落営農………集落を単位として、生産行程の全部または一部について共同で取り組む組織のこと。
 ※認定農業者………125ページを参照。

第2節 商工業

2-1 商業の振興

《前期の取り組みと成果》

商業活動の面では、セーフティネット保証制度*（中小企業信用保険法）を利活用した市内事業者に対する融資支援や、市・瑞穂市商工会を中心とした組織「みずほプレミアム商品券発行业務委員会」を事業主体とする発行総額 175,087 千円の商品券発行业務を実施するなど、商工会活動の支援・活性化に努めました。

既存商店街の活性化の面では、必要な都市基盤整備や土地利用計画に基づく適正な機能集積に努め、また、大規模商業施設の台頭による既存商店街の沈滞化対策として商業関係者等・消費者・行政・専門家などで構成する「駅前商店街等中心市街地活性化構想策定調査研究委員会」を立ち上げ、次世代に向けた駅づくり・賑わいづくりの調査・検討を始めました。

適正な商業誘導の面では、JR 東海道本線、国道 21 号、主要地方道北方多度線等が通る場所への商業施設の誘致に努めています。

《現状と課題》

商業立地の全国的な傾向として、比較的地価の安い郊外での大規模商業施設の立地が進んでいます。また、モータリゼーション*の進展による人々の生活圏の広域化に伴って、こうした郊外型店舗への購買流出が進んでおり、結果として、駅前や市街地中心部での旧来からの商店街が沈滞化する傾向にあります。

本市においても、JR 穂積駅や美江寺地区等で商業の立地がみられますが、主要地方道北方多度線沿道や隣接市町等において大規模商業施設が集積立地してきており、その影響等から、商店数は減少の傾向にあります。また、犀川地区において、大規模小売店舗が出店しているように、今後も、大規模商業施設に依存する傾向が一層強まりそうです。

しかしながら、旧来の商店街については、地域づくりの面で重要な役割を果たしており、自動車を利用できない高齢者や子

どもの利用のためにも必要であり、経営改善の支援はもとより、様々な視点からの環境整備による、地域商業の活性化が求められています。一方、大規模商業施設についても、まさに新たな賑わいをもたらす効果があるため、立地環境を整えながら、新たな施設の誘致を検討していくことが必要です。

[表 商業の状況]

区 分	商店数			従業者数 (人)	年間商品販売額 (百万円)
	総数	小売業	卸売業		
平成 11 年	437	359	78	2,979	76,646
平成 14 年	421	337	84	3,038	71,982
平成 16 年	420	332	88	2,868	72,653
平成 19 年	383	306	77	3,111	81,152

(出典：商業統計調査)

《基本方針》

地域の特色を活かして商店街の振興を図るとともに、商工会活動を支援し、既存商業に対する活性化対策に努めます。また、まさに新たな賑わいをもたらす商業施設の積極的な誘致と適正な誘導に努めます。

[施策の構成]

<商業の振興>

- …商業活動の活性化
- …既存商店街の活性化
- …適正な商業機能誘導

《施策の展開》

①商業活動の活性化

瑞穂市商工会を通じ、個別商店における経営の効率化やコスト削減等、経営体質の改善を促進するとともに、融資や助成制度、研修や交流活動等の各種支援の充実を図り、商店後継者の育成・確保に努めます。

また、商工会活動に対する助成を行い、商業活動の活性化に努めます。

②既存商店街の活性化

旧来からの商店街が沈滞化することは、まちの活性化の面や個性ある地域づくりの面等から深刻な問題といえます。

このため、駅利用者の利便性向上、福祉施策や観光施策との連携といった様々な視点を考慮しながら、必要な都市基盤整備や、土地利用計画に基づく適正な機能集積、地域の歴史や文化を活かした賑わいの仕掛けづくり等に努めるとともに「駅前商店街等中心市街地活性化構想策定調査研究委員会」により、次世代に向けた駅づくり・賑わいづくりの調査・検討に努めます。

③適正な商業機能誘導

JR 東海道本線、国道 21 号、主要地方道北方多度線等が通る交通の利便性を積極的に活用し、まちに新たな賑わいをもたらす商業施設の誘致を進めます。

なお、主要地方道岐阜南大野線については、沿道での開発の進行が予想されるため、不適切な施設が立地しないよう、準都市計画区域※等の開発行為※をコントロールする方策について検討を進めています。また、商業施設の立地に際しては、周辺環境への影響に配慮し、適正規模の駐車場等が確保されるよう、適切に指導します。

用語解説

- ※セーフティネット保証制度…経済環境の急激な変化に直面し、経営の安定に支障が生じている中小企業者への資金供給の円滑化を図るため、保証協会が通常の保証限度額とは別枠で保証を行う制度。
- ※モータリゼーション…自動車の大衆化現象。
- ※準都市計画区域…54ページを参照。
- ※開発行為…54ページを参照。

2-2 工業・新規産業の振興

《前期の取り組みと成果》

既存企業の活性化の面では、小規模事業所に対して瑞穂市商工会による経営指導・相談を実施することによる活性化促進に取り組んでいます。また、住宅リフォーム助成制度により、地元産業の活性化を図りました。

企業の誘致と適正立地の面では、将来性の高い優良企業の誘致を図るべく、瑞穂市企業立地促進条例を新たに施行し、企業が安定的かつ継続的に企業活動を行えるよう支援することにより長期的な税収の確保に努めています。

新しい産業の創造については、瑞穂市商工会による創業に向けて具体的な行動計画を有する者などを対象としたセミナー「創業塾」を開催し、起業への支援・指導や新たな産業の育成に努めています。

《現状と課題》

近年、我が国の発展を支えてきた製造業の成長は、頭打ちの傾向にあるとみられ、情報先端産業や研究開発機能を有する産業の成長がみられます。

本市の工業については、中小規模の事業所が中心であり、これまでも融資・助成制度に関する情報提供や経営指導等、既存企業の支援を行ってきましたが、厳しい経済状況を受け、事業所数や従業者数は減少傾向にあります。また、既存の工業地への企業誘致を進めてきましたが、まだ利用されていない工業地があります。

一方で、本市の南部に隣接する大垣市においては、県が推進する情報化構想の拠点のひとつであるソフトピアジャパン※があり、情報先端産業の集積立地が進んでいるほか、本市西部に隣接する大野町・神戸町においても、東海環状自動車道インターチェンジの設置の計画が進むなど、本市は、工業振興に必要な要素に恵まれています。工業は、市民の雇用や税収をはじめとする経済波及効果等、まちの活力を支える重要な役割を果たしており、このような恵まれた条件を活かしながら、企業誘致や新しい企業の育成、既存企業の活発な事業活動を促していく

ことが必要です。

また、地域経済の活性化を目指すうえでは、既存産業の高度化・高付加価値化はもちろん、今後、成長が期待される環境、福祉、観光等の分野に関連した新しい産業の創造・育成に取り組んでいくことも求められます。

[表 工業の状況]

区 分	事業所数	従業者数 (人)	製造品出荷額 (百万円)
平成 18 年	210	4,551	91,196
平成 19 年	222	4,844	96,501
平成 20 年	221	4,711	91,460
平成 21 年	195	4,270	78,354

(出典：工業統計)

《基本方針》

既存企業における経営の合理化や近代化を促進するとともに、地域の特性や社会情勢に応じた新しい企業の誘致及び起業への支援・指導に努めます。

[施策の構成]

- ＜工業・新規産業の振興＞
- …既存企業の活性化
 - …企業の誘致と適正立地
 - …新しい産業の創造

《施策の展開》

①既存企業の活性化

大部分を占める小規模な事業所に対しては、瑞穂市商工会を中心として、厳しい経済環境の変化に対応するための経営指導・相談体制の充実を図ります。

また、企業導入に伴う支援措置の継続、国や県の融資・助成制度の活用等、各種支援を図り、経営の合理化と設備の近代化を促進します。

②企業の誘致と適正立地

雇用の場を確保し、地域の活力向上を図るため、利用されていない工業地への企業誘致を進めるとともに、長期的な視野に立ち、(仮称)大野・神戸インターチェンジ設置による影響等を勘案しながら、工業地の計画的な確保に努めます。

企業誘致については、「瑞穂市企業立地促進条例」により、企業が安定的かつ継続的に企業活動を行えるよう支援し、特に、環境に配慮した企業や情報関連の企業等、社会情勢に応じた優良企業及び小規模でも将来性の高い企業の誘致を図り、特徴ある工業振興に努めます。また、既存の工業地については、工業以外の建築物の混在が生じないようなルールづくりを進めています。

③新しい産業の創造

環境、福祉、観光、情報等の生活文化関連分野における自立的なコミュニティビジネス[※]等については、瑞穂市商工会と連携しながら起業への支援・指導を行い、21世紀のライフスタイルにあった新たな産業の育成を「創業塾」開催により進めます。

また、既存企業においては、異業種間交流を促進し、技術・経営手法の連携による新製品の開発や新事業の展開を促進します。

用語解説

※ソフトラピアジャパン…大垣市に立地する施設。高度情報社会の形成を目指すため、ITの基礎研究から応用開発まで産学官一体で新たなビジネスモデル創造を目指す研究開発機能、企業・地域に置く高度ITプロフェッショナルの要請・確保を目指す人材育成機能、新産業育成と既存産業の情報化を目指すITによる産業高度化機能、先端技術力を活用した地域情報化支援機能の4つのコア機能を推進することにより、21世紀をリードするITタウンの集積をすすめている。

※コミュニティビジネス…地域の生活支援事業を指す。住民が生活者の視点に立って地域の公益的な事業を手がけること。

第2節 商工業 施策一覧

主要事業	事業内容	<主導課> 関連課
商工会支援事業	商工会の各種活動の支援	<商工農政課>
中小企業活性化支援事業	各種融資制度の活用	<商工農政課>
企業誘致推進事業	優良企業誘致 立地の適正誘導	<商工農政課>
駅前商店街活性化調査事業	商工会等が実施するJR穂積駅周辺の 活性化調査への協力	<商工農政課>

第3節 雇用・就業支援

3-1 雇用・就業支援

《前期の取り組みと成果》

雇用対策の面では、厳しい経済状況に伴う雇用失業情勢を考慮し、失業者などの雇用機会の拡大を緊急かつ迅速に支援する目的のもと、「ハローワークインターネット求人情報サービス」閲覧用端末を設置し、また、国の雇用政策である「緊急雇用創出事業」にも積極的に取り組み、雇用の促進を図りました。

勤労者福祉については、融資・助成制度や相談体制の充実に努め、市内勤労者の安定した生活の支援を行っています。

《現状と課題》

厳しい経済状況により、就業のあり方や、終身雇用制度等の従来からの雇用のあり方及び転職や就業そのものに対する意識が大きく変化しています。特に、近年は、定職の無いフリーターに加えて、就業せず就職活動も行わないニート*と呼ばれる若者も増加し、大きな社会問題となっています。

本市においても、雇用・就業の状況は厳しいものがあり、完全失業者数や、労働力人口*に対する失業率は、平成7年から17年にかけて増加傾向にあります。このため、若者を含めて、働く意欲の向上を促すとともに、高齢者、障がい者及び女性の雇用対策、創業・起業家への支援とあわせ、様々な就業支援を進める必要があります。また、岐阜市や大垣市に隣接する本市では、約62%の就業者が本市以外の市町に勤めに出ている状況にあり、若者に魅力のある雇用の場の確保とあわせ、市内で働ける環境づくりを進めることも必要です。さらに、勤労形態が変化するなかで、すべての就業者が健康で快適に働けるよう、労働環境の改善を促していくことも求められます。

[表 失業者の状況]

区分	平成7年	平成12年	平成17年
完全失業者数(人)	797	1,015	1,451
労働力人口に対する失業率(%)	3.4	4.1	5.5
労働力人口(人)	23,447	24,746	26,214

(出典：国勢調査)

《基本方針》

企業誘致とあわせて、雇用情報の提供や相談体制の充実を図り、雇用の安定化に努めます。また、市内に居住する就業者の安定した生活を確保するため、労働環境の改善や生活環境の整備を進めます。

[施策の構成]

＜雇用・就業支援＞

- …雇用対策の充実
- …勤労者福祉の充実

《施策の展開》

①雇用対策の充実

国や県、関係機関との連携を強化し、各種メディアを活用しながら雇用情報の提供を図るほか、新たな企業誘致とあわせて、地元雇用を促進するよう協力を要請します。

また、すべての人が自分の能力を活かしながら就業できるよう、関係機関との連携のもと、高齢者や障がい者、女性等の就職相談体制の充実を図るとともに、労働需要の多様化・専門化に対応した就業訓練を支援します。

②勤労者福祉の充実

事業所に対して福利厚生の実施を促進するとともに、融資・助成制度や相談体制の充実、さらには必要な生活環境の整備を図り、市内勤労者の安定した生活の確保に努めます。

用語解説

※ニート……雇用から離れ、教育も職業訓練も受けていない若者をさす新語。「Not in Employment, Education or Training」という英語の頭文字をとっている。

※労働力人口……15歳以上の人口のうち、就業者と完全失業者の合計。

第3節 雇用・就業支援 施策一覧

主要事業	事業内容	<主導課> 関連課
雇用対策事業	雇用情報の提供 技術習得の支援	<商工農政課> 福祉生活課 企画財政課

第4節 観光・交流産業

4-1 観光・交流産業の振興

《前期の取り組みと成果》

観光資源の整備の面では、犀川遊水地[※]、小簾紅園、牛牧閘門などの豊富な地域資源をPRし、また、やすらぎ・健康づくりといったレクリエーションニーズにも対応する観光資源の整備・開発に努めています。

観光ネットワークの形成の面では、「まち歩きルート」の設定・拡充を含め、充実した余暇時間の提供に努めています。

PRの展開の面では、瑞穂市散策路（ガイドマップ）の充実やインターネット等のメディアを活用した広域的なPR、また、秋の大型イベント「みずほふれあいフェスタ」を2日間の開催とすることにより、本市の魅力を市内外にPRしました。

《現状と課題》

余暇時間の増加や交通機関の発達等を背景として、人々の交流活動は増加し、広域化しています。また、地方が主体となった個性ある地域社会づくりが進むなか、観光地としても、全国一律のリゾート開発型ではなく、地域資源を活かした取り組みが求められるようになっていきます。

本市には、中山道や美江寺城跡、小簾紅園、牛牧閘門等の歴史的遺産が豊富に残されているほか、長良川や揖斐川等の河川が流れ、藤九郎ギンナンやハリヨ[※]等の特徴的な動植物が生息するなど、自然・生態系にも恵まれています。観光に対するニーズが多様化し、特に、やすらぎやゆとりが得られる場への観光が求められるなかでは、このような地域資源を積極的に活用していくことが重要です。

また、観光振興を目指すうえでは、観光資源の発掘・整備はもちろん、広域的な連携や、観光資源同士を有機的に結びつける視点が重要であり、本市では、中山道や河川といった連続性のある地域資源を活かすことが求められます。また、地域の産業と密着した観光形態は、全国的に注目を浴びており、産業観光の視点を取り入れた取り組みを一層展開していくことが求め

られます。

《基本方針》

まちの誇りでもある歴史と自然を前面に出した観光資源づくりを進めるとともに、広域的な連携による観光資源のネットワーク化やPRを進めていきます。

[施策の構成]

＜観光・交流産業の振興＞

- ・・・観光資源の整備
- ・・・観光ネットワークの形成
- ・・・PRの展開

《施策の展開》

①観光資源の整備

犀川遊水地、小簾紅園、牛牧閘門といった豊富な地域資源については、その特徴をPRし、また、やすらぎ、ゆとり、体験、健康づくりといった多様な観光・レクリエーションニーズへも対応し、観光資源としての整備・開発を進めます。なお、観光資源の整備・開発にあたっては、その貴重な自然や歴史・文化が損なわれないよう、適正な調査等に努めます。また、各観光資源については、周辺環境整備に努めます。

②観光ネットワークの形成

中山道の活用はもとより、観光資源をネットワークする「まち歩きルート」をさらに設定・拡充し、充実した余暇時間の提供に努めます。

③PRの展開

観光資源の発掘にあわせ、観光施設や文化財、祭り・イベント等を網羅した瑞穂市散策路（ガイドマップ）の充実により一層努めます。また、商工会や県観光連盟等の関係団体との連携を図り、インターネット等の様々なメディアを活用した広域的

な PR など、観光ソフト施策の展開に努めます。

用語解説

※遊水地……………8ページを参照。
※ハリヨ……………57ページを参照。

第4節 観光・交流産業 施策一覧

主要事業	事業内容	<主導課> 関連課
観光資源 PR 事業	小簾紅園等の資源の活用 地域資源の PR 活動の推進	<商工農政課> 都市開発課
観光まち歩きルート整備 事業	中山道を活かしたまち歩きルートの設 定・拡充	<商工農政課> 生涯学習課

第6章 市民が主体のまちづくり

第1節 健全な行財政運営

1-1 質の高い行政サービス

《前期の取り組みと成果》

職員数の定員管理では、定員計画を基本に本市の行政計画・事業計画との整合性を図りながら進めてきました。特に合併後の消防・防災体制の統合改編に伴い、消防の職務にあたる職員の枠組みを設け、消防事務の岐阜市への委託方針の中で、必要な定員の管理を行うこととなりました。また、大規模な機構改革を2度行い、事務遂行の能率向上を図るなど、行政組織の充実に努めました。

行政事務の近代化では、公共工事について、県や県内市町村が参加した共同利用型電子入札システム事業に参加し、入札手続きを電子化し、県と市町村の共同利用型総合案内のホームページから入札参加ができるようにしました。GIS^{*}システム事業には、共同化された県域統合型GIS事業に参加し、ホームページにおいてGIS機能を活用した情報提供を開始しました。

《現状と課題》

地方への権限移譲による事務量の増大や多様化に加え、少子・高齢化をはじめとした諸問題への対応等、地方行政は、非常に複雑で高度な政策形成能力が要求されています。しかし、一方で地方財政を取り巻く環境は厳しく、一層の行財政改革が求められています。

こうしたなか、本市では、合併を契機として、行政組織の見直しを行い、各分野の専門性向上とともに、ワンストップサービス^{*}の実施等、縦割り型の組織にとらわれないサービス体制を整備し、市民からも一定の評価を得ています。今後においても、合併の効果を活かす視点から、組織のスリム化に取り組むとともに、政策課題等について柔軟に対応できる組織体制として構築を進める必要があります。また、職員一人ひとりに関しても、市政に活力をもたらす、市民とのより良いパートナーシップを構築できるよう、資質向上に向けた取り組みが求められ

ます。

行政事務に関しては、庁内 LAN*を整備し、電算化に取り組んでいるところです。これらについては、一層の事務改善と市民サービスの向上に結びつけていくシステムづくりが求められています。

《基本方針》

社会の潮流や市民の需要に応じた行財政改革を進めるため、行政組織のスリム化や政策立案能力及び企画調整機能の向上に努めるとともに、GISの活用等、行政事務の近代化に取り組みます。

[施策の構成]

＜質の高い行政サービス＞

- ・・・行政組織の充実
- ・・・行政職員の育成
- ・・・行政事務の電子化

《施策の展開》

①行政組織の充実

財政計画や事業計画にあった人員管理を徹底し、スリムな行政組織体制を継続していきます。

各課の横断的な課題の検討・解決に対しては、問題意識の共有化や連携して対応するために、引き続き各課の職員からなるプロジェクトチームにより対応します。

また、複数の課にまたがる行政サービスを一元化したワンストップサービスの提供充実等、市民が利用しやすく、わかりやすい組織・機構づくりを継続していきます。

②行政職員の育成

行政に活力をもたらし、市民とのより良いパートナーシップを構築するためには、行政職員の活性化が必要であり、多様化する住民要望に対応できる専門的知識も求められています。

このため、各個人の能力を最大限に発揮し、勤務意欲の向上が図られるような人員配置はもちろんのこと、県や他の団体との人事交流等、多様な職員研修を実施し、優れた人材の育成に努めます。

③行政事務の電子化

行政事務の効率化とともに、適切なサービスを即時に市民に提供できるよう、国や県等との総合行政ネットワークシステム※の利用促進とあわせて、各種行政事務の電算化や、文書管理のデジタル化、GISの活用等を進めます。

《関連する部門別計画》

第二次瑞穂市行政改革大綱 平成22年度～26年度

用語解説

※GIS……………54ページを参照。

※ワンストップサービス…様々な行政手続きを一度に行えるサービス。

※LAN……………ラン。Local-Area-Networkの略称。一つの企業内・ビル内といった、限られた地域で、複数のコンピュータを通信回線で接続し、相互にデータを伝送・共同利用するネットワーク。

※総合行政ネットワークシステム…地方公共団体の組織内ネットワークを相互に接続し、高度情報流通を可能とする通信ネットワーク。地方公共団体相互のコミュニケーションの円滑化、情報の共有による情報の高度利用等を図ること、及び各地方公共団体と国の各省庁との情報交換手段を確保することを目的としている。

1-2 行財政の効率化

《前期の取り組みと成果》

瑞穂市集中改革プラン、第二次瑞穂市行政改革大綱を策定し、行財政運営全般にわたり改革に取り組んできました。業務のアウトソーシング※では、繁忙期の人材派遣の活用、簡易業務の委託などを行い一定の効果を得ています。施設の統廃合では、市内 2 箇所の給食センターを 1 箇所に統合し運営を行っています。

税の徴収体制強化のため、県の税務課へ職員を派遣し、差押等滞納処分の手法を学んでおり、また、市税等収納対策推進チームを設立し、収納率の向上について研究を行っています。その結果、市税収納率は昨今の厳しい経済状況下においても他市町と比べ安定的に推移しています。

《現状と課題》

厳しい経済状況、団塊の世代の高齢化、国の財政難等を受け、今後の財政の見通しは厳しい見通しです。

本市の財政状況をみると、歳入に関しては、地方交付税※が平成 25 年度に合併による特例措置の終了により減少に転じるとともに、財政運営上有利な合併特例債も限度額を迎えようとしており、依存財源としては今後ますます厳しいものと見込まれます。また自主財源については、ここ数年徐々に増える傾向にあり堅調に推移していますが、厳しい経済状況の影響もあり自主財源の根幹である市税は税源委譲以降減少しつつあります。

歳出においては、基盤整備費用、福祉経費、地方分権※の推進による地方行政事務の拡大など財政需要がますます増加していくものと予想されます。

今後は、基盤整備等の大規模事業を検討していくにあたり、財源を確保するために、さらなる歳出の見直し、歳入の拡大が求められます。

《基本方針》

健全な行財政運営を維持していけるよう、中・長期的な財政計画に基づく財源の重点的・効率的配分を推進するとともに

に、財源の確保や、民間や地域との連携による行政事務の合理化及び経費削減に取り組みます。

[施策の構成]

< 行財政の効率化 >

- …事務事業の合理化
- …計画的な財政運用
- …財源の確保

《 施策の展開 》

① 事務事業の合理化

引き続き、周辺市町との広域行政を推進し、事務の共同化や事務事業の合理化を事務事業に応じ、比較研究しながら進めています。

また、行政組織と地域組織の役割分担を明確にし、地域に密着した公共施設の管理運営等、地域でできることは地域で自立的に行うことを奨励、支援します。

本市のアウトソーシング業務を行っている、みずほ公共サービス（株）、（財）瑞穂市施設管理公社については、新公益法人制度に伴う移行により、それぞれのあり方について検討し、引き続き簡易業務、一時的な業務について積極的な活用を図り、経費削減に努めます。公共施設の管理については、管理運営費を常に把握し、運営方法を工夫し、経費の削減に努めます。

② 計画的な財政運用

限られた財源を有効に活用するため、総合計画をはじめとする各種計画に基づき、中長期的な財政を見据え、各事業を進めます。

また、事業評価制度や各監査の結果を活用し、事業内容の見直しを行い、事業の費用対効果を高め、健全な財政運用を目指します。

③財源の確保

国と地方の財源配分の見直しを強く要請し、地方交付税額維持・拡充に努めます。

また、主要な自主財源である市税の増収を図るため、企業誘致等の税源を作り出す施策を積極的に進めるとともに、新たな財源の研究や施設使用料の見直しなど既存の財源の見直しに努めます。さらに、税金及び税外収入の安定的確保を図るため、納付環境の整備や徴収体制の強化に努めます。

《関連する部門別計画》

第二次瑞穂市行政改革大綱 平成 22 年度～26 年度

用語解説

※アウトソーシング…業務の一部を外部の企業等に請け負わせること。外部委託。

※地方交付税…地方公共団体間の財政不均衡を是正し、必要な財源を保障するため、国から地方公共団体に対して交付される資金。国税のうち、所得税・法人税・酒税・消費税・たばこ税の収入額の一定割合が充てられる。地方交付税交付金。

※地方分権…中央集権を排し、統治権力を地方に分散させること。日本国憲法は地方自治を保障し、地方分権主義を採っている。

第1節 健全な行財政運営 施策一覧

主要事業	事業内容	<主導課> 関連課
行政改革・事務改善事業	第二次行政改革大綱の推進 第三次行政改革大綱の策定 特区、地域再生、公共施設の統廃合	<企画財政課>
政策評価システム構築事業	事業評価制度の構築	<企画財政課>
行政情報化推進事業	総合行政ネットワークシステム*の普及及び促進 統合型 GIS*システムの活用 例規等のデジタル化	<管財情報課>

用語解説

※総合行政ネットワークシステム…143ページを参照。
 ※GIS…54ページを参照。

第2節 協働のまちづくり

2-1 市民参加のまちづくり

《前期の取り組みと成果》

非常時のコミュニティ FM 局*と連携した情報提供を機能的に行うことを本来の目的に、平常時の活用としての行政情報番組「もくようみずほ 785」(週 1 回木曜日に放送)をスタートしました。

市民の市政への参画機会を充実させるため、パブリックコメント制度*や審議会等への公募委員制度を設け、各種計画策定などに市民の意見を反映させています。

《現状と課題》

本市では、広報紙「広報みずほ」を毎月発行するとともに、ホームページを随時更新しながら、広報活動に取り組んでいます。また、庁舎に設置の「まちづくり提案箱」や電子メール、市民アンケート等を通じて広聴活動を行い、市民の意見・要望の把握に努めています。「もくようみずほ 785」では、継続的なリスナーの拡大による、本来の目的の達成が求められています。また、テレビの地上デジタル化に伴い、2局(ぎふチャン、NHK)に市の情報提供を行っていくなど新しい広報媒体の検討が必要です。

平成 24 年 4 月の瑞穂市まちづくり基本条例の施行により、市民の意見が市政に反映できるよう、様々な参画の場を提供することが求められており、従来までの審議会への参画などのほか、ワークショップ*の開催など新しい市民参画の手法についても実施していく必要があります。

また、本市では、自治会活動を支援し、コミュニティ*づくりに取り組んでいるほか、各種団体による自主的な活動の支援にも努めています。厳しい財政状況等を背景として、行政の力だけでのまちづくりは難しくなっており、個性的な地域づくりの必要性からも、「自分たちのまちは自分たちでつくる」という理念に基づいた、市民主体の取り組みを一層奨励し、支援することが求められます。

《基本方針》

市民に対しての情報公開を推進するとともに、広く市民からの意見を聞き、適切に反映させるためのシステムづくりに努めます。また、市民と行政の信頼関係に基づき、市民による主体的なまちづくりを奨励、支援していきます。

[施策の構成]

＜市民参加のまちづくり＞

- …情報公開の推進
- …市民参画機会の充実
- …市民主体のまちづくり

《施策の展開》

①情報公開の推進

できるだけ多くの方が行政情報に触れ、まちづくりへの理解と関心を持ってもらえるよう、広報紙、掲示板、ホームページ等、様々な媒体を活用し、わかりやすい形での情報の公開、提供を進めます。

一方で、個人情報の流出を防ぐため、「瑞穂市個人情報保護条例」に基づき、情報の適切な収集・利用・管理を図ります。

②市民参画機会の充実

電子メールによる意見の受付に加え、公共施設におけるまちづくり提案箱の設置拡充を図るなど、広く市民の意見を募る機会づくりに努めます。

また、瑞穂市まちづくり基本条例に基づき、審議会等の公募委員の設置、公聴会・懇談会・ワークショップなどを事案に応じて実施し、市民の市政への参画を保障します。

③市民主体のまちづくり

市民からまちづくりに対しての建設的な提案が行われるよう、まちづくりの仕組みや方法等の情報提供に努めます。

また、このような取り組みとあわせて、「自分たちのまちは

自分たちでつくる」という意識の普及を図り、身近なコミュニティ施設の管理運営や、地域の道路や公園等の環境維持、ごみの分別、緑化活動等、市民が主体となった活動の活性化を促します。

用語解説

※コミュニティ FM局…13ページを参照。

※パブリックコメント制度…行政が政策、制度等を決定する際に、公衆（国民、都道府県民、市町村民等）の意見を聞いて、それを考慮しながら最終決定を行う仕組みのこと。

※ワークショップ…さまざまな立場の人々が集まり、自由に意見を出し合い、互いの考えを尊重しながら、意見や提案をまとめ上げていく場のこと。近年は住民参加型まちづくりにおける合意形成の手法として用いられることが多い。

※コミュニティ…61ページを参照。

第2節 協働のまちづくり 施策一覧

主要事業	事業内容	<主導課> 関連課
情報公開・個人情報保護制度確立事業	適正な情報の公開と保護制度の確立	<総務課>
市民参加システム確立事業	市民参加の意識づくり 新たな市民参画システムの確立	<企画財政課> 生涯学習課
地域活動活性化事業	コミュニティ※活動支援 NPO※活動との協賛	<総務課> 生涯学習課

用語解説

※コミュニティ…61ページを参照。

※NPO…65ページを参照。

第3節 情報化の推進

3-1 情報化の推進

《前期の取り組みと成果》

情報インフラ*については、本市において市内通信基盤を民間主導によるインフラ整備を進めるため国の補助事業で超高速ブロードバンド*基盤整備事業を活用し、地域の情報基盤を整え市民のインターネットの加入促進を行い、現時点の技術でのインフラ環境は整えました。

システムの活用として、地上デジタルテレビ放送*の開始に伴い、データ放送を通じて市の情報提供を促進しています。

また、県内の公的な情報通信基盤（岐阜情報スーパーハイウェイ*）を活用した県域統合型 GIS*システム、共同利用型電子入札システム、固定資産税や法人市町村民税に係る電子申告・電子申請サービスを開始し、行政手続きの電子化を進めました。

さらに、行政サービスの近代化として、ホームページの作成更新を職員誰もが簡単にできるシステムを採用し、本市の情報提供に積極的に努めています。

IT*教育と IT 関連企業育成の一環として、生涯学習等の様々な人づくりとして市民向けのパソコン研修を実施し、市民や地元企業の方の IT 教育の普及に努めました。

庁内 LAN*の再構築では、庁内通信基盤の安全性向上として無停電装置の設置、地震対応として免震用のサーバ*ラックの設置、その他セキュリティ強化やサーバ負荷低減としてサーバの仮想化等を行い、情報システムの安全性や信頼性を向上発展させています。

《現状と課題》

情報通信技術は、人々の交流を活発にするとともに、生活や産業にも大きな役割を果たしています。現在、情報通信技術の有効性は十分に認識され、一方で情報セキュリティの侵害や個人情報流出に見られるような弊害なども指摘される時代となってきました。こうした状況の中、これからの情報化は、「情報通信技術ありき」ではなく、生活の向上や産業の振興等、各分

野の政策目標を達成するために、情報通信技術が十分に効果を発揮する部分を見極めたうえで、各分野の施策推進を支える道具として情報通信技術の特性を活かしていくことが重要となっています。このようなことから、県では、県全域を情報通信基盤で網羅する「岐阜情報スーパーハイウェイ」の利用や、人材育成機能、産業高度化機能、新サービス創出支援機能を持たせた「ソフトピアジャパン[※]」を一大情報産業拠点へと進めています。

こうしたなか、本市においても、民間によるインフラ整備が整いつつあり情報インフラのエリアが市全域を網羅するなど、情報化が進んでおり、インターネットの接続数も増加しています。しかし一方で、情報通信技術は、日進月歩で発達しており、今後も、社会潮流や新たな技術開発に柔軟に対応していくことが求められるほか、こうした情報通信システムを有効に活用することも重要です。本市では、庁内 LAN を再構築し、事務処理の効率化に取り組んでいるほか、ホームページ（携帯サイトを含む。）により、広く行政情報を提供する等、多様な活用に努めています。また、市民の行政に対するニーズは高度化、多様化しており、ホームページの充実はもとより、産業や防災をはじめとした様々な分野における情報通信システムの活用も進めています。

《基本方針》

岐阜情報スーパーハイウェイの活用や民間事業者との連携により、社会の潮流に応じた情報通信ネットワークの形成を進めます。また、情報通信システムについては、安全性・信頼性を確保しつつ、各分野における有効活用を図り、市民の生活利便性の向上に努めます。

[施策の構成]

< 情報化の推進 >

- ・・・情報通信インフラの充実
- ・・・様々な分野でのシステムの活用・構築
- ・・・IT教育とIT関連企業支援
- ・・・情報システムの安全性・信頼性の確保

《施策の展開》

①情報通信インフラの充実

社会潮流や新たな技術開発に柔軟に対応し、情報通信ネットワークの一層の充実を図るため、情報通信基盤企業等の民間事業者の地域整備状況を見ながら、民間と公共の連携による効果的、効率的な基盤整備を進めていきます。こうしたなか県内の公的に利用できる情報通信基盤の見直しが今後予想されることから民間の情報通信基盤についても調査を進めていきます。

②様々な分野でのシステムの活用・構築

ホームページのさらなる充実や庁舎に設けた FM 放送局のサテライトスタジオから、身近な生活情報や行政情報、災害等の緊急情報の提供に努めます。そのほか情報提供の手段として、地上デジタルテレビ放送のデータ放送を活用します。また、届出・申請の手続きの電子化、新しい情報ツールの有効活用を図るなど、行政サービスの電子化を進めます。

また、このような行政情報システムとの連携も図りながら、産業振興、防災、地域医療、教育といった様々な領域における地域情報化を進めていきます。

③IT教育とIT関連企業支援

本市は、県の「情報の産業化」と「産業の情報化」を推進する人材育成機能、産業高度化機能、新サービス創出支援機能の3つの機能を持つ情報産業の中核拠点、ソフトピアジャパンの近隣に位置するほか、市内の朝日大学では多数の IT 研究者を有しています。

このような利点を活かし、関係機関との連携も図りながら、ベンチャー企業[※]、IT 関連企業の誘致・支援を進めるほか、学校教育の場における情報教育の展開や、指導者の育成に努めます。

④情報システムの安全性・信頼性の確保

IT が便利で快適な生活を実現した一方で、情報化社会の成熟化に伴って、情報セキュリティ問題が深刻化しています。コン

コンピュータウイルス※による被害は年々拡大しており、次々と新種のウイルスが蔓延するなど、インターネット利用者にとってセキュリティ対策は不可欠なものとなっています。

情報化を推進する一方、データの保護に留意し、個人情報が出しないう、コンピュータセキュリティ対策の強化をなす一層図るとともに、的確な個人情報保護対策に取り組みます。

用語解説

- ※インフラ……インフラストラクチャー。上下水道、道路、鉄道などの社会基盤のこと。ITにおいては、電話回線やインターネットなど。
- ※ブロードバンド……高速な通信回線の普及によって実現される次世代のコンピュータネットワークと、そのうえで提供される大容量のデータを活用した新たなサービスのこと。主に ADSL、CATV、FTTH、光ファイバーなどを指す。
- ※地上デジタルテレビ放送……地上波を利用したデジタルテレビ放送のこと。地上デジタルテレビ放送は、従来のアナログ方式と比べ、より高品質な（ゴーストや雑音のない）映像と音声を受信することができる。
- ※岐阜情報スーパーハイウェイ……地域間の情報格差を是正するとともに、いつでも、どこでも誰でも IT を利用できる環境を実現し、産業の振興、地域の活性化、県民生活の質の向上を図るため整備された、高速・大容量の通信が可能な県域ブロードバンドネットワーク。
- ※GIS……54 ページを参照。
- ※IT……99 ページを参照。
- ※LAN……143 ページを参照。
- ※サーバ……コンピュータネットワークにおいて、クライアント（利用者）に対し、自身の持っているサービスやデータを提供するコンピュータまたはソフトウェアのこと。
- ※ソフトピアジャパン……132 ページを参照。
- ※ベンチャー企業……創造力・開発力をもとに大企業では実施しにくい経営を展開する中小企業のこと。
- ※コンピュータウイルス……コンピュータに被害をもたらす不正なプログラム的一种。

第3節 情報化の推進 施策一覧

主要事業	事業内容	<主導課> 関連課
情報通信ネットワーク事業	岐阜情報スーパーハイウェイ※の今後の見直しを見据えて情報通信基盤の調査	<管財情報課> 秘書広報課 学校教育課
	コミュニティ FM 局※での番組放送の充実 ホームページやデータ放送を活用しての情報発信の充実	<秘書広報課>
防災情報の提供	各種通信連絡手段の確保	<総務課>

用語解説

※岐阜情報スーパーハイウェイ…155ページを参照。
 ※コミュニティ FM局…13ページを参照。

資料

瑞穂市第1次総合計画後期基本計画策定経過

期 日		内 容
平成 23 年	10月17日	第1回後期基本計画検討プロジェクトチーム
	11月17日	第2回後期基本計画検討プロジェクトチーム
	11月25日	第3回後期基本計画検討プロジェクトチーム
	12月2日	第4回後期基本計画検討プロジェクトチーム (分科会)
	12月9日	第5回後期基本計画検討プロジェクトチーム
	12月20日	政策審議会(部長会議)
平成 24 年	1月10日～ 2月10日	パブリックコメント(意見総数6件)
	3月21日	平成24年3月市議会定例会 後期基本計画の議決

資料

瑞穂市まちづくり基本条例

(前文)

わたしたちのまち瑞穂市は、西に揖斐川、東に長良川を有し、大小の河川が南北に流れる、豊かな水と緑の美しいまちとして誕生しました。この地は輪中地帯で、過去に幾度となく水害に見舞われました。しかし、先人のたゆまぬ努力により、肥沃で、豊かな農地を生み、住みよいまちとして発展を遂げてきました。古くは、中山道の宿場町として栄え、その面影を訪ねることが出来ます。

今では、鉄道がまちの中央を走り、当市から名古屋市まで30分足らずの交通至便なまちです。また、国道21号が東西に、南北には主要地方道北方多度線が縦貫する岐阜県西部の交通要衝の地です。わたしたち瑞穂市民は、文化やスポーツに親しみ、地域との絆を大切に、互いを思いやり、健康で明るく、多様な価値を認め、自由で住みよいまちづくりを進めています。

瑞穂市民一人ひとりが、まちづくりの主役です。わたしたちは、基本的人権を尊重し、将来に魅力がある誰もが住みたくなるまちを目指し、市民参画による協働のまちづくりを進めるため、この条例を制定します。

第1章 総則

(目的)

第1条 この条例は、本市におけるまちづくりについて、その基本理念を明らかにするとともに、市民、市議会及び市長をはじめとする市の執行機関のそれぞれ役割を明確にし、市民が主体の市民参画による協働のまちづくりを推進することを目的とします。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによります。

- (1) まちづくり 市民生活に係る様々な分野において、わたしたちの暮らす地域等をより良いものとするための取り組みをいいます。
- (2) 市民 市内に居住し、通学し、又は通勤する個人及び市内において事業又は活動を行う個人、法人その他団体をいいます。

(3) 市の執行機関 市長、教育委員会、選挙管理委員会、監査委員、農業委員会及び固定資産評価審査委員会をいいます。

(4) 参画 市民が、まちづくりの方針及び企画の立案から実施を経て評価に至るまでの過程に、責任をもって主体的に参加し、かつ、行動することをいいます。

(5) 協働 地域又は社会の課題の解決を図るため、市民が相互に、又は市民、市議会及び市の執行機関がともに、お互いの立場を尊重し、かつ、信頼し、協力して取り組むことをいいます。

(条例の位置付け等)

第3条 この条例は、本市のまちづくりの基本となる基本理念を定めるものです。

2 本市における他の条例、規則等の制定改廃、地域における総合的かつ計画的な行政の運営を図るための基本構想及び個別行政分野の基本計画の策定その他の市政の運営に当たっては、この条例との整合を図るものとします。

第2章 まちづくりの基本理念

第4条 本市における市民が主権者であるまちづくりは、次に掲げる事項を基本理念とします。

- (1) 市民、市議会及び市の執行機関の協働によること。
- (2) 市民一人ひとりの人権が尊重され、かつ、その個性及び能力が十分に発揮されること。
- (3) 市民の自主的かつ自立的な参画及び男女共同参画が保障されること。

第3章 市民の権利及び責務

第5条 市民は、自らの意思と責任において、広くまちづくりに参画します。また、事業を営む市民にあっては、住環境に配慮し、地域社会との調和を図り、安心して住めるまちづくりに寄与するよう努めます。

2 市民は、まちづくりに関し、自らの意見を表明し、及び提案する権利を有するとともに、必要な情報を知ることが出来ます。

3 市民は、まちづくりに参画するに当たり、相互に多様な価値観を認め合い、自らの発言と行動に責任を持ち、まちづくりに努めます。

- 4 市民は、まちづくりの主体であることを認識し、居住する地域の自治組織に加入し、及び協力しながら活動するよう努めます。

第4章 市議会及び市の執行機関の責務

(市議会の責務)

第6条 市議会は、市政の議決機関として、市民の意思を代表し、かつ、この条例の目的に沿ったまちづくりの実現に寄与します。

- 2 市議会は、保有する情報を積極的に市民に公開し、かつ、議会活動に関する情報を分かりやすく提供し、市民に開かれた議会運営に努めます。

- 3 市議会は、市民の信託を受けた市民の代表であることを認識し、広く市民から意見を求めるよう努めるものとします。

(市長の責務)

第7条 市長は、市政運営の最高責任者として市民の信託に基づき、この条例の基本理念を実現するため、公正かつ誠実に市政を運営します。

- 2 市長は、毎年度、市政運営の方針を明らかにするとともに、その達成状況を市民及び市議会に説明します。

(市の執行機関及び職員の責務)

第8条 市長を除く市の執行機関は、その権限と責任において、公正かつ誠実な執行及び運営を行い、協働によるまちづくりを推進します。

- 2 市の執行機関の組織は、市民に分かりやすく簡素で機能的なものであるとともに、市の執行機関の職員(以下「職員」という。)は、常に横断的な連携を図り、総合行政の推進に努めます。

- 3 職員は、自らも市民の一員であることを自覚し、市民と連携し、まちづくりを推進するため、常に自己研鑽さに努めるものとします。

第5章 コミュニティ活動

第9条 市民は、安心して心豊かに暮らすことのできる地域社会を実現するため、自治会等の地域のコミュニティに対する理解を深め、自主的な意思によってまちづくりに取り組み、お互いに助け合い、地域の課題を共有し、解決に向けて自ら行動するよう努めます。

- 2 市議会及び市の執行機関は、前項に規定する市民の自主的な地域における活動の役割を尊重するとともに支援します。

第6章 市政の運営

(行政手続)

第10条 市の執行機関は、市政の運営における公正の確保及び透明性の向上を図り、市民の権利利益を保護するため、別に定める条例により、適切な処分、行政指導及び届出に関する手続を行います。

(情報の共有)

第11条 市の執行機関は、まちづくりに関する情報が、市民共有の財産であることから、これを市民に分かりやすく提供するよう努めます。

(情報の公開)

第12条 市議会及び市の執行機関は、市民の知る権利を保障し、公正で透明性の高い市政の実現を図るため、別に定める条例により、情報の公開を総合的に推進します。

(個人情報の保護)

第13条 市議会及び市の執行機関は、市民の権利利益を保護するため、別に定める条例により、市の保有する個人情報を適正に取り扱います。

(説明及び応答の責任)

第14条 市の執行機関は、市民に対し市政に関する事項を説明する責務を果たさなければなりません。

- 2 市の執行機関は、市政に関する市民の意見、提言等を尊重し、迅速に状況を把握するとともに、これを行政運営に反映するよう努めます。

第7章 参画及び協働

(参画)

第15条 市の執行機関は、市政の運営に当たっては、市民の意見が市政に反映できるよう、参画する機会を保障します。

- 2 市の執行機関は、市民が参画すること又は参画できないことによって不利益を受けることのないよう配慮します。

(参画の方法)

第16条 市の執行機関は、前条第1項に規定する参画する機会を保障するため、事案に応じて次に掲げ

るいずれかの方法を用います。

- (1) 審議会等への委員としての参画
- (2) 公聴会、懇談会等への参画
- (3) ワークショップその他の一定の課題について集団で検討作業を行うことへの参画
- (4) パブリックコメント（意思決定過程で素案を公表し、市民から出された意見又は情報を考慮して決定する制度をいう。）その他の意見の聴取
- (5) アンケート調査等による意見の聴取
- (6) その他の市長が別に定める市民参画手続

2 市長は、参画の方法及び聴取した意見等の取扱いを決定したときは、これを公表します。

（計画の策定等への参画）

第17条 市の執行機関は、地域における総合的かつ計画的な行政の運営を図るための基本構想及び個別行政分野の基本計画の策定等を行うに当たっては、前条第1項各号に掲げる方法を用いて、市民がそれぞれに参画する機会を保障します。

（協働）

第18条 市民、市議会及び市の執行機関は、公共の担い手として協働に努め、まちづくりを進めます。

2 市議会及び市の執行機関は、前項の協働に努めるに当たり、市民の自主性を尊重します。

3 市の執行機関は、市民にまちづくりに関する意識の啓発を行うとともに、まちづくりに必要な人材の育成を図るよう努めます。

第8章 国及び他の地方公共団体との連携

第19条 市の執行機関は、まちづくりに関し、共通する課題を解決するため、国及び関係する他の地方公共団体との連携及び協力を図ります。

第9章 住民投票

第20条 市長は、市政に関する重要事項について、広く市民の意思を確認するため、必要に応じて住民投票を実施することができます。

2 市民、市議会及び市の執行機関は、住民投票で得た結果を尊重します。

3 住民投票を行う場合は、その事案ごとに、投票に付すべき事項、投票資格者、投票の期日、投票の方法、投票結果の公表等を規定した条例を別に定める

ものとします。

第10章 まちづくり基本条例推進委員会

第21条 まちづくり基本条例推進委員会（以下「推進委員会」という。）は、市長の諮問に応じ、協働によるまちづくりの推進に関する重要事項について審議し、市長に答申するものとします。

2 市長は、この条例の見直しに当たっては、推進委員会に諮問するものとします。

3 推進委員会は、市長から諮問される事項のほか、協働のまちづくりの取り組みについて審議及び評価を行い、見直しが必要な場合においては、市長に提案するものとします。

4 前3項に規定するもののほか、推進委員会の組織及び運営に関し必要な事項は、別に定めます。

第11章 雑則

第22条 この条例の施行に関し必要な事項は、市議会及び市の執行機関が別に定めます。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、平成24年4月1日から施行する。
（瑞穂市附属機関設置条例の一部改正）

2 瑞穂市附属機関設置条例（平成20年瑞穂市条例第30号）の一部を次のように改正する。

〔次のよう〕略



**瑞穂市第1次総合計画
後期基本計画**